

令和 8 年 2 月 27 日 開 会

令和 8 年 3 月 24 日 閉 会

令和 8 年第 1 回 山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

山 県 市 議 会

2月27日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のため出席した者の職氏名	5
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	5
○開　　会（午前10時00分）	6
○日程第1　会議録署名議員の指名について	6
○日程第2　会期の決定について	6
○日程第3　諸般の報告について	6
○日程第4　発議第1号　特別委員会の設置に関する決議について	7
吉田茂広議会運営委員会委員長提案説明	7
○日程第5　質　　疑	7
○日程第6　討　　論	7
○日程第7　採　　決	8
○日程第8　議第2号から日程第39　議第33号まで	8
林市長提案説明	9
○散　　会（午前10時41分）	17

3月10日（火曜日）第2号

○議事日程	19
○本日の会議に付した事件	22
○出席議員	24
○欠席議員	25
○説明のため出席した者の職氏名	25
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	25
○開　　議（午前10時00分）	26
○日程第1　質　　疑（議第2号から議第33号まで）	26
3番　吉田昌樹議員質疑	26

服部市民環境課長答弁	26
3 番 吉田昌樹議員質疑	27
服部市民環境課長答弁	27
3 番 吉田昌樹議員質疑	27
正治子育て支援課長答弁	28
3 番 吉田昌樹議員質疑	29
服部市民環境課長答弁	29
○日程第3 委員会付託（議第3号から議第33号まで）	30
○散 会（午前10時15分）	31

3月17日（火曜日）第3号

○議事日程	33
○本日の会議に付した事件	33
○出席議員	33
○欠席議員	33
○説明のため出席した者の職氏名	33
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	34
○開 議（午前10時00分）	35
○日程第1 一般質問	35
1. 11番 山崎 通議員質問	35
（1）子どもの権利条例について	35
正治子育て支援課長答弁	35
山崎 通議員質問	36
久保田副市長答弁	37
○休 憩（午前10時16分）	39
○再 開（午前10時19分）	39
（2）移住・定住施策について	39
今井まちづくり・企業支援課長答弁	40
山崎 通議員質問	41
○休 憩（午前10時26分）	41
○再 開（午前10時26分）	41
今井まちづくり・企業支援課長答弁	41

山崎 通議員発言	42
2. 6 番 奥田真也議員質問	42
（1）子どもたちのふるさと醸成に向けて	42
鷺見学校教育課長答弁	43
奥田真也議員質問	44
服部教育長答弁	45
奥田真也議員発言	46
（2）山県学園構想の更なる浸透について	46
大西生涯学習課長答弁	47
奥田真也議員質問	48
服部教育長答弁	49
○休 憩（午前10時59分）	50
○再 開（午前11時10分）	50
3. 10 番 操 知子議員質問	50
（1）こども目線の共同親権について	50
鷺見学校教育課長答弁	54
4. 7 番 寺町祥江議員質問	55
（1）2030年に向けたSDGsの実装と加速	55
宇留野企画財政課長答弁	56
寺町祥江議員質問	57
宇留野企画財政課長答弁	59
5. 3 番 吉田昌樹議員質問	59
（1）山県市における介護保険事業について	59
森理事兼健康介護課長答弁	61
吉田昌樹議員質問	62
森理事兼健康介護課長答弁	65
○休 憩（午後0時08分）	65
○再 開（午後1時00分）	65
（2）不登校児童生徒への支援について	65
鷺見学校教育課長答弁	67
吉田昌樹議員質問	67
鷺見学校教育課長答弁	68

(3) OTC類似薬を保険適用から外して患者負担にすることについて……………	68
林市長答弁……………	70
6. 1 番 河合雅俊議員質問……………	70
(1) 災害時における医療連携体制の構築について……………	70
森理事兼健康介護課長答弁……………	71
河合雅俊議員質問……………	72
森理事兼健康介護課長答弁……………	73
河合雅俊議員質問……………	73
森理事兼健康介護課長答弁……………	74
7. 2 番 川島亜也議員質問……………	75
(1) 災害時に機能する危機管理体制について……………	75
曾我理事兼総務課長答弁……………	76
川島亜也議員質問……………	77
曾我理事兼総務課長答弁……………	77
川島亜也議員質問……………	78
曾我理事兼総務課長答弁……………	79
(2) 人口減少対策としての関係人口づくりについて……………	80
服部市民環境課長答弁……………	80
川島亜也議員質問……………	81
久保田副市長答弁……………	82
川島亜也議員質問……………	84
林市長答弁……………	85
○休 憩 (午後 2 時10分) ……………	86
○再 開 (午後 2 時20分) ……………	86
8. 4 番 武藤行儀議員質問……………	86
(1) 文化財を生かしたまちづくりについて……………	86
大西生涯学習課長答弁……………	88
鷺見学校教育課長答弁……………	89
今井まちづくり・企業支援課長答弁……………	90
武藤行儀議員質問……………	90
久保田副市長答弁……………	91
9. 9 番 加藤義信議員質問……………	93

（１）学びの保障に向けたＣＯＣＯＬＯプランの推進について……………	93
鷺見学校教育課長答弁……………	95
加藤義信議員質問……………	95
鷺見学校教育課長答弁……………	96
加藤義信議員質問……………	97
服部教育長答弁……………	97
（２）プレコンセプションケアの推進について……………	97
正治子育て支援課長答弁……………	99
加藤義信議員質問……………	100
正治子育て支援課長答弁……………	101
○散 会（午後３時16分）……………	102

3月24日（火曜日）第４号

○議事日程……………	103
○本日の会議に付した事件……………	108
○出席議員……………	114
○欠席議員……………	114
○説明のため出席した者の職氏名……………	114
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……………	115
○開 議（午前10時00分）……………	116
○日程第１ 常任委員会、特別委員会委員長報告……………	116
○日程第２ 委員長報告に対する質疑……………	117
○日程第３ 討 論（議第２号から議第33号まで）……………	118
3番 吉田昌樹議員反対討論……………	118
○日程第４ 採 決（議第２号から議第33号まで）……………	120
○閉 会（午前10時29分）……………	127
○会議録署名者……………	127

令和8年2月27日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

令和8年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第1号 2月27日（金曜日）

○議事日程 第1号 令和8年2月27日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第5 質 疑

発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第6 討 論

発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第7 採 決

発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について

日程第8 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第9 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

日程第10 議第4号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議第5号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第12 議第6号 山県市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

日程第13 議第7号 山県市ハラスメントの防止等に関する条例について

日程第14 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第15 議第9号 山県市公契約基本条例について

日程第16 議第10号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第17 議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議第12号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第19	議第13号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第20	議第14号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第21	議第15号	山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
日程第22	議第16号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第23	議第17号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第18号	山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
日程第25	議第19号	山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第20号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
日程第27	議第21号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第22号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
日程第29	議第23号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第30	議第24号	令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第31	議第25号	令和8年度山県市一般会計予算
日程第32	議第26号	令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第33	議第27号	令和8年度山県市介護保険特別会計予算
日程第34	議第28号	令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第35	議第29号	令和8年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第36	議第30号	令和8年度山県市水道事業会計予算
日程第37	議第31号	令和8年度山県市下水道事業会計予算
日程第38	議第32号	山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第39	議第33号	市道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第5 質 疑
発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第6 討 論
発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第7 採 決
発議第1号 特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第8 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第4号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第5号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第6号 山県市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第13 議第7号 山県市ハラスメントの防止等に関する条例について
- 日程第14 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議第9号 山県市公契約基本条例について
- 日程第16 議第10号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議第12号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議第13号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議第14号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議第15号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部

		を改正する条例について
日程第23	議第17号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第24	議第18号	山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
日程第25	議第19号	山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
日程第26	議第20号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
日程第27	議第21号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第28	議第22号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
日程第29	議第23号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第30	議第24号	令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）
日程第31	議第25号	令和8年度山県市一般会計予算
日程第32	議第26号	令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算
日程第33	議第27号	令和8年度山県市介護保険特別会計予算
日程第34	議第28号	令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
日程第35	議第29号	令和8年度山県市高富財産区特別会計予算
日程第36	議第30号	令和8年度山県市水道事業会計予算
日程第37	議第31号	令和8年度山県市下水道事業会計予算
日程第38	議第32号	山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
日程第39	議第33号	市道路線の認定について

○出席議員（13名）

1 番	河 合 雅 俊	2 番	川 島 亜 也
3 番	吉 田 昌 樹	4 番	武 藤 行 儀
5 番	田 中 辰 典	6 番	奥 田 真 也
7 番	寺 町 祥 江	8 番	古 川 雅 一
9 番	加 藤 義 信	10 番	操 知 子
11 番	山 崎 通	12 番	吉 田 茂 広
13 番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	曾 我 聖
企画財政 課 長	宇留野 公 男	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境 課 長	服 部 裕 司	福祉課長	武 藤 達 也
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援 課 長	正 治 裕 樹
農林畜産 課 長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	丹 羽 竜 之	学校教育 課 長	鷲 見 亮
生涯学習 課 長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	谷 村 政 彦	書 記	大 野 幹 根
書 記	相 川 英 里		

午前10時00分開会

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和8年第1回山県市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（古川雅一） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、2番 川島亜也議員、3番 吉田昌樹議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（古川雅一） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月27日から3月24日までの26日間とし、2月28日から3月9日まで、11日から16日まで、19日から23日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日2月27日から3月24日までの26日間とし、2月28日から3月9日まで、11日から16日まで、19日から23日まで休会とすることに決定されました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（古川雅一） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和8年1月に実施した例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

2月3日、令和8年第1回岐北衛生施設利用組合議会定例会が開催され、関係議員と出席しました。会議では、令和8年度当初予算議案について審議され、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第４ 発議第１号 特別委員会の設置に関する決議について

○議長（古川雅一） 日程第４、発議第１号 特別委員会の設置に関する決議についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

吉田茂広委員長。

○議会運営委員会委員長（吉田茂広） それでは、議長から御指名をいただきましたので、発議第１号 特別委員会の設置に関する決議について御説明を申し上げます。

資料６、山県市議会議会運営委員会提出議案を御覧ください。

特別委員会の設置に関する決議について御説明いたします。

議会改革調査特別委員会におきまして、令和７年第１回市議会定例会より、予算や決算の議案については、会期ごとに特別委員会を設置し審議することが決定されました。本定例会で提案される予算の議案を全議員で審査することによって、議会の監視機能と政策形成機能を高め、財政運営の透明性、妥当性の確保と行政運営の資質向上を図るため、予算決算特別委員会を設置するものでございます。

以上が説明となります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

日程第５ 質疑

○議長（古川雅一） 日程第５、質疑。

これより発議第１号の質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第１号については、会議規則第３７条第２項の規定により委員会の付託はされません。

日程第６ 討論

○議長（古川雅一） 日程第６、討論。

これより発議第１号に対する討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第7 採決

○議長（古川雅一） 日程第7、採決。

これより発議第1号 特別委員会の設置に関する決議についてに対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決定されました。

ただいま設置されました特別委員会委員の選任は、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名させていただきます。

予算決算特別委員会委員は全議員といたします。

お諮りいたします。

ただいま選任いたしました特別委員会委員の任期は、議会が本調査を議決するまでとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の任期は、議会が本調査を議決するまでと決定されました。

なお、正副委員長の選出は特別委員会の招集時に行います。

日程第8 議第2号から日程第39 議第33号まで

○議長（古川雅一） 日程第8、議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、日程第9、議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第4号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を

改正する条例について、日程第11、議第5号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第6号 山口市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について、日程第13、議第7号 山口市ハラスメントの防止等に関する条例について、日程第14、議第8号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第15、議第9号 山口市公契約基本条例について、日程第16、議第10号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第11号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第18、議第12号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第13号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第14号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第15号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第16号 山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第17号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第18号 山口市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について、日程第25、議第19号 山口市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、日程第26、議第20号 山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、日程第27、議第21号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第28、議第22号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第9号）、日程第29、議第23号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第30、議第24号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第5号）、日程第31、議第25号 令和8年度山口市一般会計予算、日程第32、議第26号 令和8年度山口市国民健康保険特別会計予算、日程第33、議第27号 令和8年度山口市介護保険特別会計予算、日程第34、議第28号 令和8年度山口市後期高齢者医療特別会計予算、日程第35、議第29号 令和8年度山口市高富財産区特別会計予算、日程第36、議第30号 令和8年度山口市水道事業会計予算、日程第37、議第31号 令和8年度山口市下水道事業会計予算、日程第38、議第32号 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について、日程第39、議第33号 市道路線の認定について、以上32議案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優） 皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和8年山県市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

さて、2月6日から22日までの間、第25回オリンピック冬季競技大会がイタリア北部の都市ミラノ及びコルティナで開催されました。本市出身の桐山菜々穂選手をはじめ、岐阜県出身の村瀬心柊選手や堀島行真選手など、ゆかりのある選手が多く、多くの競技で御活躍をされました。こうした選手達の姿に、本市の未来へつなぐ持続可能なまちづくりについて、未来志向で取り組んでいく活力を得たところでございます。

また、2月17日には、大桑城跡が国史跡に指定されました。先人たちによる貴重な遺産を未来へしっかり受け継いでいくとともに、新たな観光資源といたしまして、地域の皆様とともに取り組んでまいり所存でございます。

今後とも、希望を持てる未来に向け、議員各位の御支援と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

それでは、ただいま上程されました議案について御説明いたします。

本日提案しております議案は、人事案件1件、条例案件19件、補正予算案件3件、当初予算案件7件、その他案件2件の計32案件でございます。

議案の提案説明をそれぞれさせていただくに当たりまして、令和8年度の市政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきます。

まず、本市の財政状況についてでございます。

市債の残高は、平成21年度末の額、368億円でしたが、以降、205億円減少いたしまして、全ての会計の合計額が、令和8年度末時点で過去最少額となります約163億円となる見込みでございます。

また、このたび国史跡となりました大桑城跡をはじめ、先人たちが守り続けてきた歴史、文化、自然、そういった思いを私たちのこの先の未来にもつむいでいかなければなりません。そのためには、今を生きる誰もが心豊かに安心して暮らすことができるよう、子育て応援のまちを市民の皆様強く実感していただける施策を推進してまいります。

こうした取組は、行政だけの力で成し遂げることはできません。議会をはじめ、市内のあらゆる関係団体や市民の皆様との対話による共感に努め、協働のまちづくりを目指してまいり所存でございます。

今後とも議員各位の御指導と御協力を切にお願い申し上げます。

さて、令和8年度の当初予算案につきましては、1つ目に子育て応援のまちづくりの推進、2つ目には健康寿命の延伸と高齢者の活躍、3つ目には力強く豊かな持続可能な

まちづくり、4つ目には次世代を見据えたDX、GXの推進、この4つを重点施策としながら、～未来へつむぐ～子育て応援のまち実感予算といたしております。

まず、資料ナンバー4-2、令和8年度当初予算の概要の2ページを御覧ください。

この当初予算案の総額は、一般会計が157億3,000万円で、対前年度3.08%の増額としております。

特別会計と企業会計を合わせた総額においても、252億4,480万円で、対前年度2.72%の増額といたしております。

一般会計では、右側の上段の表のように、市税は市民税が給与所得控除の増加及び人口減少等の影響により減少しておりますが、固定資産税の増加により、市税全体では微増となっております。

地方交付税では、直近の国勢調査の状況から人口減少分を踏まえ算定しておりますが、国の地方財政対策の伸びなどを考慮し、増額を見込んでおります。

2段目の表の地方債関係では、有利な地方債であります緊急防災・減災対策事業債、過疎対策事業債等の活用を見込みつつ、一般会計地方債発行予定総額は6億5,100万円と、前年度から1億30万円の減少といたしております。下表の基金繰入におきましては、実質的な財源不足を補う財政調整基金を9億6,448万3,000円としているところでございます。

続いて、資料4-3、令和8年度当初予算案のポイントの6ページをお願いいたします。

令和8年度当初予算における歳出の主な内容につきまして、先ほど申し上げました4つの重点施策ごとに、新規事業を中心に、順次、御説明をさせていただきます。

最初に、子育て応援のまちづくりの推進についてでございます。子育て応援条例の基本理念にもありますように、子供達が安心して育つことができる環境の整備に努めております。保育園未満児の保育料無償化をはじめ、保育園から中学校までの給食費の無償化、さらには、小中学校につきましては、引き続き教材費無償化事業を実施してまいります。

ほかには、小児科・産科遠隔医療相談支援事業でございます。これは、妊娠期から子育て期にかけまして生じる様々な疑問や不安について、スマートフォン等から24時間、産婦人科医・小児科医・助産師に相談できる医療相談支援サービスを委託し、いつでも安心して子育てができる環境を整える取組を開始いたします。

また、5歳児健康診査事業では、幼児の就学前の発達段階を医師・歯科医師に加え、作業療法士によりまして確認し、全ての幼児が安心して就学を迎える事ができるよう、

個々の発達特性に応じた支援につながる健診事業を開始してまいります。

次に、7ページでございますが、小学校体育館空調整備事業では、近年の異常気象への対策といたしまして、富岡小学校・伊自良南小学校・美山小学校の体育館空調を整備し、児童の学習環境の充実を図るとともに、災害時の避難所ともなります体育館の機能強化を図ってまいります。

また、高校生通学定期券補助では、物価高騰対策として保護者の経済的負担を軽減するとともに、利用者拡大によるバス路線維持のため、高校生の通学定期券購入費用への補助を開始いたします。

次に、8ページをお願いします。健康寿命の延伸と高齢者の活躍では、健診事業については、病気の予防、早期発見、早期治療につなげるため、がん検診の節目の年齢に配付しております無料クーポン券を5歳ごとから4歳ごとに拡充し、より多くの方に受診していただき、健康寿命の延伸を図る取組を推進してまいります。

次に、9ページの力強く豊かな持続可能なまちづくりでございます。

まず、防犯カメラ等設置事業補助金では、自治会が設置する防犯カメラの導入促進が図れるよう補助金額を拡充し、安心・安全なまちづくりの推進に取り組んでまいります。

次に、観光案内及び観光魅力化事業では、昨年8月に東海環状自動車道西回りルートが名神高速道路まで開通したことや、SNSによる情報発信の効果により、交流人口の拡大が期待されることから、本市が持つ魅力をさらに発信するため、山県アウトドアツーリズムセンターを拠点に地域活性化につながる事業を展開してまいります。

一方で昨年来、来訪者による迷惑駐車やバーベキューなどのごみの放置等オーバーツーリズムによります諸課題が表面化してまいりました。このため、北部地域オーバーツーリズム対策実証実験事業いたしまして、これらの諸課題への対策に向けた社会実験を実施し、課題分析と対策の検討を行い、本市が持つ豊かで美しいこの自然環境を未来へつむいでいくための取組を進めてまいります。

また、引き続き道路・橋りょう・給水路等のインフラの強靱化を図っていくとともに、建築後30年が経過いたしましたこの市役所本庁舎では、初めてとなります大規模工事といたしまして、外壁及び屋根の防水工事等を実施し、災害時の拠点となる施設の長寿命化を図ってまいります。

次に、10ページの次世代を見据えたDX、GXの推進でございます。

デジタル技術を活用するDXでは、コンビニ交付導入事業として、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで住民票、印鑑証明、税証明などを取得できるよう年度内にシステムを導入し、市民の利便性の向上を図ってまいります。

また、生成ＡＩの活用のほか、議会の「見える化」推進事業につきましては、議場の音響機器更新と併せまして、新たに議会の様子を、字幕つきライブ配信等を可能とするシステムを導入し、議会の透明性向上と市民の議会活動への理解促進を図ってまいります。

これらはいずれも、国の地域未来交付金を活用し、行ってまいります。

次に、脱炭素社会を目指すGXといたしましては、引き続き照明のLED化などを推進してまいります。

最後に、その他といたしまして、11ページには、新しい地域経済・生活環境創生交付金から名称の変更となりました地域未来交付金を活用した地方創生事業について記載しております。

まず、令和8年度予算といたしましては、こどもと美山地域のみらいづくり事業として、保育園留学事業を引き続き実施してまいります。

令和7年度補正予算に計上しております『恋人の聖地』広域市町村連携による関係人口拡大に向けたバーチャルコンパクトシティ事業及び避難所の生活環境改善事業につきましても、この地域未来交付金を活用し、令和8年度に事業を実施してまいります。

このほか、大桑城跡の国史跡指定を記念いたしまして、大桑城跡関連事業として、PRイベントやシンポジウムを開催し、今後の保存・活用に向けた気運の醸成を図ってまいります。

また、物価高騰対策といたしまして、引き続き水道料金の基本料金を2か月分減免し、市民や事業者の経済的負担を軽減いたします。

当初予算の概要は、以上でございます。

それでは、それぞれの議案について御説明を申し上げます。

初めに人事案件についてでございます。資料ナンバー1の4ページをお願いします。

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員1名について、人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、富永にお住まいの江口弘幸氏を推薦することについて議会の意見を求めるものでございます。

次に、条例案件について御説明を申し上げます。

5ページをお願いいたします。

議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてでございますが、事業の積極的推進と効率的かつ効果的な行政運営を図る体制を整備するため、変更するものでございます。

次に、15ページをお願いします。

議第4号 山縣市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。予防接種法の改正により、個人番号の利用を行うため、所要の改正を行うものでございます。

次に、17ページ、議第5号 山縣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。令和7年8月7日の人事院勧告に基づき法律改正が行われたことに伴いまして、本市におきましても国に準じて通勤手当について改定するものでございます。

続いて、18ページ、議第6号 山縣市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例についてでございますが、こちらも法律改正に伴い、国の趣旨に準じて改正するものでございます。

次に、30ページをお願いします。

議第7号 山縣市ハラスメントの防止等に関する条例についてでございますが、本市の職場におけるハラスメントを防止し、健全で風通しのよい職場環境を確立することを目的として、定めようとするものでございます。

続いて、35ページ、議第8号 山縣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。令和8年度から、子ども・子育て支援金制度が導入されることに伴いまして、所要の規定を定めるものでございます。

次に、39ページ、議第9号 山縣市公契約基本条例についてでございますが、公契約に係る基本理念を定め、市及び受注者等が一体となって適正な履行及び労働環境の確保に取り組み、もって良好な公共サービスの提供並びに地域経済の循環及び活性化を図るため、定めようとするものでございます。

続いて、43ページをお願いします。

議第10号 山縣市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、幅広い活動が可能となる施設を目指しまして、各地区公民館に地区交流館を設置するための改正でございます。

次に、46ページをお願いします。

議第11号 山縣市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、児童福祉審議会の答申を踏まえ、保育所の保育力を強化するため保育園の統廃合をするものでございます。

続いて、47ページ、議第12号 山縣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の

運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、及び50ページの議第14号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、いずれも、児童福祉法の改正に伴い改正するものでございます。

続きまして、戻っていただきまして、48ページの議第13号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、児童福祉法及び母子保健法の改正に伴い、改正するものでございます。

次に、51ページ、議第15号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、ピッコロ療育センターを保健福祉触れあいセンターへ移転させるための改正でございます。

続いて、52ページ、議第16号 山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、基準となる人員配置に加え、地理的条件及び高齢化の現状を勘案し、北部地域包括支援センターの職員数を増員するため改正するものでございます。

次に、53ページ、議第17号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例についてでございます。令和7年度の税制改正を踏まえまして、改正を行うものでございます。

続いて、56ページ、議第18号 山口市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例についてでございますが、昨今の夏季における河川利用者のモラルの低下により、地域住民の衛生的な生活環境が脅かされる状態となっていることから、市内特定河川流域の自然環境の保全を図るとともに、当該流域における市民の平穏な生活環境を守り、豊かな自然環境を次世代へ引き継いでいくため、この条例を定めようとするものでございます。

次に、59ページ、議第19号 山口市火入れに関する条例の一部を改正する条例についてでございます。全国で大規模な山火事が多発していることから、岐阜市火災予防条例等が改正され林野火災注意報が新設されたことに伴い、岐阜市消防本部管内の本市においても同様に改正するものでございます。

続いて、60ページ、議第20号 山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてでございますが、生産物直売食材供給施設等を普通財産として管理することで、幅広く有効活用を図ろうとするものでございます。

次に、61ページ、議第21号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことに伴い改正するものでございます。

次に、資料ナンバー 3 をお願いします。補正予算について御説明申し上げます。

議第22号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）は、4億654万2,000円を減額し、総額を156億9,508万1,000円とするほか、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものでございます。

主要内容について御説明を申し上げます。

20ページを御覧ください。総務費中段の500万円は、恋人の聖地事業の令和8年度広域市町村共同基盤事業負担金の前倒し分でございます。そのほか恋人の聖地に係る事業の補正が他のページにまたがっておりますが、委託料等を合わせ総額で6,605万7,000円となっております。

次に、30ページをお願いします。消防費下段でございます。4,121万7,000円は、国の補正予算を活用し、避難備品や災害用車両の購入など避難所の生活環境を改善するものでございます。

続いて、31ページ、教育費下段の1億105万1,000円は、小学校各種工事として、高富小学校における校舎の空調機器更新及び体育館の屋根改修工事、また、各小学校に防犯カメラを設置するためのもので、32ページ、下段の275万円は、同じく各中学校に防犯カメラを設置するためのものでございます。

続いて、18ページにお戻りください。総務費中段の2,818万9,000円は、普通交付税増額に伴う減債基金積立金となっております。なお、15ページ繰入金は、今般の補正により、財政調整基金繰入金を4億700万3,000円減額いたしております。

次に、39ページにお進みください。議第23号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、95万7,000円を追加し、その総額を29億3,761万8,000円とするものでございます。これは、令和6年度の実績額の確定に伴う精算返還金でございます。

続いて、47ページをお願いします。議第24号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）は、1億4,000万円を減額し、その総額を30億8,333万1,000円とするものでございます。これは、実績見込みによる減額でございます。

以上で、補正予算についての説明を終わります。

次に、その他案件2件について御説明いたします。

資料ナンバー 5 をお願いします。

議第32号 山県市過疎地域持続的発展計画の策定についてでございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法につきましては、令和3年4月から令和13年3月までの時限立法とされました。

そのような中、本市においても令和8年3月31日までの山県市過疎地域持続的発展計

画を策定してまいりましたが、引き続き、本市の過疎地域における過疎債等を活用する施策が必要であることから、新たに令和13年3月までの計画を策定し、議会の議決を求めるものでございます。

次に、資料ナンバー1に戻っていただきまして、63ページをお願いします。

議第33号 市道路線の認定についてでございます。東海環状自動車道整備に伴いまして、新たに市道4路線を認定することについて道路法第8条第2項の規定により議決を求めるものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、3月10日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時41分散会

令和8年3月10日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第2号 3月10日（火曜日）

○議事日程 第2号 令和8年3月10日

日程第1 質 疑

- | | |
|-------|--|
| 議第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 議第3号 | 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について |
| 議第4号 | 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第5号 | 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第6号 | 山県市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について |
| 議第7号 | 山県市ハラスメントの防止等に関する条例について |
| 議第8号 | 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議第9号 | 山県市公契約基本条例について |
| 議第10号 | 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第11号 | 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第12号 | 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第13号 | 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第14号 | 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第15号 | 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について |
| 議第16号 | 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第17号 | 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について |

- 議第18号 山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
- 議第19号 山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第21号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第23号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議第25号 令和8年度山県市一般会計予算
- 議第26号 令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 令和8年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第28号 令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第29号 令和8年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第30号 令和8年度山県市水道事業会計予算
- 議第31号 令和8年度山県市下水道事業会計予算
- 議第32号 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議第33号 市道路線の認定について

日程第2 委員会付託

- 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- 議第7号 山県市ハラスメントの防止等に関する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公契約基本条例について
- 議第10号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
議第19号	山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議第21号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第22号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第23号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第24号	令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議第25号	令和8年度山県市一般会計予算
議第26号	令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第27号	令和8年度山県市介護保険特別会計予算
議第28号	令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第29号	令和8年度山県市高富財産区特別会計予算
議第30号	令和8年度山県市水道事業会計予算
議第31号	令和8年度山県市下水道事業会計予算
議第32号	山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
議第33号	市道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- | | |
|-------|--|
| 議第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |
| 議第3号 | 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について |
| 議第4号 | 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第5号 | 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第6号 | 山県市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について |
| 議第7号 | 山県市ハラスメントの防止等に関する条例について |
| 議第8号 | 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議第9号 | 山県市公契約基本条例について |
| 議第10号 | 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第11号 | 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第12号 | 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第13号 | 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第14号 | 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第15号 | 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について |
| 議第16号 | 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議第17号 | 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 議第18号 | 山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について |
| 議第19号 | 山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について |

議第20号	山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議第21号	山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第22号	令和7年度山口市一般会計補正予算（第9号）
議第23号	令和7年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第24号	令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議第25号	令和8年度山口市一般会計予算
議第26号	令和8年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第27号	令和8年度山口市介護保険特別会計予算
議第28号	令和8年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第29号	令和8年度山口市高富財産区特別会計予算
議第30号	令和8年度山口市水道事業会計予算
議第31号	令和8年度山口市下水道事業会計予算
議第32号	山口市過疎地域持続的発展計画の策定について
議第33号	市道路線の認定について

日程第2 委員会付託

議第3号	山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号	山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第5号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第6号	山口市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
議第7号	山口市ハラスメントの防止等に関する条例について
議第8号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第9号	山口市公契約基本条例について
議第10号	山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号	山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関

	する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
議第19号	山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議第21号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第22号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第23号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第24号	令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議第25号	令和8年度山県市一般会計予算
議第26号	令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第27号	令和8年度山県市介護保険特別会計予算
議第28号	令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第29号	令和8年度山県市高富財産区特別会計予算
議第30号	令和8年度山県市水道事業会計予算
議第31号	令和8年度山県市下水道事業会計予算
議第32号	山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
議第33号	市道路線の認定について

○出席議員（13名）

1 番 河 合 雅 俊

2 番 川 島 亜 也

3 番	吉 田 昌 樹	4 番	武 藤 行 儀
5 番	田 中 辰 典	6 番	奥 田 真 也
7 番	寺 町 祥 江	8 番	古 川 雅 一
9 番	加 藤 義 信	1 0 番	操 知 子
1 1 番	山 崎 通	1 2 番	吉 田 茂 広
1 3 番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	曾 我 聖
企画財政 課 長	宇留野 公 男	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境 課 長	服 部 裕 司	福祉課長	武 藤 達 也
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援 課 長	正 治 裕 樹
農林畜産 課 長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	丹 羽 竜 之	学校教育 課 長	鷲 見 亮
生涯学習 課 長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	谷 村 政 彦	書 記	大 野 幹 根
書 記	相 川 英 里		

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 質疑

○議長（古川雅一） 日程第1、質疑。

市長提出議案、議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議第33号 市道路線の認定についてまでの32議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

通告順位1番 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、質疑を行います。

1つ目です。議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、市民環境課長に伺います。

資料1、35ページ、1、子ども・子育て支援納付金の目的、金額、使途について。

2、条例改正による4月1日からの国保税の値上げ額について。

以上について伺います。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 吉田議員の御質問にお答えします。

まず1点目、子ども・子育て支援納付金の目的、金額、使途につきましては、まず、子ども家庭庁のこの制度につきましては、全ての世代や企業の皆様から支援金を拠出したき、子育て施策の拡充に充てるもので、子供や子育て世帯を社会全体で支える制度となっております。

こども家庭庁によりますと、国民健康保険の令和8年度の支援金額は、1世帯当たり月額約300円と試算されております。この支援給付の使途につきましては、拡充される給付の例としまして、児童手当の拡充や、育児時短就業給付、育児期間中の国民年金保険料の免除などに活用される予定でございます。

2つ目の、条例改正によりまして4月1日からの国保税の値上げ額につきましては、国民健康保険税につきましては、医療分、支援金分、介護分は令和7年から令和8年度につきましては据置きとしております。子ども・子育て支援納付金分のみを改正させていただいているところでございます。

国保税の値上げ額につきましては、被保険者それぞれの所得に応じているため一律の

説明ができないので、おおよそ家族構成としまして、所得300万円で40歳以上の夫婦、18歳未満の子供2人の4人世帯を例にしますと、所得割0.31%の7,967円、均等割1,300円の2人分、18歳以上被保険者均等割90円の2人分、平等割1世帯900円、これを合計しますと1万1,647円となります。100円未満を切捨ていたしますので、1世帯、約1万1,600円が増える試算となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 市民環境課長に再質問いたします。

ただいまの平均的な家族構成の場合の令和7年度と令和8年度の1年間の保険税額について伺います。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 吉田議員の再質問にお答えします。

まず、令和7年度の医療、支援、介護分の合算で1世帯当たり、先ほどの例で申しました1世帯当たりが55万5,900円となります。それに令和8年度、子供分を加算しまして、先ほどの1万1,600円を足しまして、56万7,500円となる予定でございます。

以上となります。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 2つ目の質問です。

議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に伺います。

資料1、46ページ、1、この条例改正で、令和7年10月7日付の山県市児童福祉審議会の答申で指摘されている諸課題の改善できる点と今後の課題について。

2、現在の梅原、富波保育園の通園児の廃園後の転園への優先等の配慮について。

3、廃園となる梅原、富波保育園の園児・保護者、存続する大桜、みやま、伊自良保育園の園児・保護者、新規入園希望保護者、及び市民に対し広く周知する今後のスケジュール、説明内容や手順について。

4、山県市児童福祉審議会の答申の中で、今後継続的に安定的に保育園を運営し保育を実施していくために、山県市としても毎年保育園の職員（保育士・調理師）を採用していく方針が示されていますが、山県市としての具体的な施策と、賃金等の処遇の改善について。

以上について伺います。

○議長（古川雅一） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、児童福祉審議会の答申で指摘されている諸課題の改善できる点と今後の課題についてでございますが、児童福祉審議会の答申では、市立保育園5園のうち小規模である梅原保育園、富波保育園の2園を廃園し、大桜保育園、伊自良保育園、みやま保育園の3園に統合することで、保育士配置の最適化が図られ、保育の質が高まると整理されております。

3歳以上児の保育では、保育士配置基準により近い園児数で定員設定が可能となり、限られた保育士数でも保育力を十分に発揮できる体制となります。また、保育士が5園から3園に再配置されることで、園児を見守る目が増え、きめ細やかな保育につながるかとされています。

これらにより保育士に一定の余裕が生まれ、加配が必要な園児への対応がしやすくなり、安全・安心な保育の実現が期待されます。

一方で、新たな保育士等の人材確保は依然として厳しく、継続的な課題であるとされています。こうした状況を踏まえた上でも、統廃合は必要であるとの結論が示されております。

御質問の2点目、梅原保育園、富波保育園の廃園後の転園における優先的配慮についてでございますが、梅原保育園、富波保育園に在籍する年中児以下の園児につきましては、令和9年度の転園に向け、来年度早々に要望調査を実施いたします。

調査結果を踏まえ、御希望に配慮した調整を行い、公立保育園3園の令和9年度利用定員を決定いたします。令和9年度の保育園募集は、例年どおり令和8年10月に実施する予定です。なお、市内の民間園への転園希望者につきましては、山口市と民間園が協議しながら調整を進めてまいります。

御質問の3点目、市民の皆様などへの周知スケジュールについてでございますが、統廃合方針の説明段階では、保護者の皆様へはコドモン、市民の皆様へは広報紙やホームページにより説明及び説明会の周知を行い、市ホームページで資料を公開した上で、会場での説明会を実施しております。

保護者への今後の説明等につきましては、2点目の答弁のとおりでございます。

今後、本議会において条例案を御議決いただきました場合は、令和9年4月から市立保育園が3園体制となること、このことを速やかに広報紙やホームページ等で市民の皆様に周知してまいります。また、必要に応じて、保護者向けの個別説明や情報提供も適切に行ってまいります。

御質問の4点目、職員確保の具体的施策と処遇改善についてでございますが、安定的

な保育力の確保や保育士等の年齢構成の平準化を図るため、今後も継続的に採用を進めてまいります。養成機関との連携を強め、学生に山県市の保育の魅力を知っていただく機会を広げること、実習生の受入れを積極的に進め、実習を通じて山県市の保育を理解していただくこと、資格を持ちながら現在働いていない潜在保育士のニーズを捉え、働きやすい環境を整えることなどにより、山県市の保育現場への参加につなげてまいります。

また、令和8年度予算案に計上した保育士派遣業務の活用も視野に入れ、安定的な人材確保に努めてまいります。

賃金等の処遇改善につきましては、児童福祉審議会の答申及び本条例改正とは直接の関係はございませんが、国及び周辺自治体の動向を注視し、適切な処遇体系の構築に取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 3つ目の質問です。

議第18号 山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について、市民環境課長に伺います。

資料1、56ページ、1、現状の円原川等の市内河川流域のオーバーツーリズムの状況と問題点、地元住民の生活環境への影響の実態について。

2、条例施行による観光客の動向と、期待できる課題解決の見通しについて。

以上について伺います。

○議長（古川雅一） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 吉田議員の御質問にお答えします。

現状の円原川等の市内河川流域のオーバーツーリズムの状況と問題点につきまして、今、市のほうで把握しているところにつきましては、迷惑駐車やごみ問題、トイレ問題、騒音や臭いの問題などがございます。

オーバーツーリズムが把握できる状況といたしまして、市民環境課の環境政策室のほうで昨年行ってみたところによりますと、夏季には神崎川流域、主に片原周辺なんですが、において、期間中にごみ袋50袋以上を回収し、その他にもバーベキュー用品などの粗大ごみも回収を行っております。不法投棄が顕在されておりました。

夜間には花火などが騒がしく行われ、近隣住民の方に不安を与えている状況でございます。

円原地区におきましては、トイレが近隣にありませんことから、川遊び客が勝手に民

家に入り込みトイレを使用するなどの相談を受けていたため、急遽、円原伏流水の駐車場に仮設トイレを設置した次第でございます。

以上のような経緯が、オーバーツーリズムの一端ではないかと思料しております。

御質問の２点目、条例施行による観光客の動向と、期待できる課題解決の見通しにつきましては、初年度におきましては、市民や観光来訪者、川遊び客などに対しまして、看板や広報を通じて指定区域内ではバーベキューが禁止になったことなどの周知徹底を図ることとしております。

環境保全区域の指定をした区域につきましては、一定量の混雑解消になると見込んでおります。ごみ問題や騒音などの問題は減少する見込みだろうと考えております。

別の河川や環境保全区域の指定を受けていない箇所へ移動する可能性もあると思料しておりますが、一定のオーバーツーリズムは脱却できないかなと考えておりまして、ごみの不法投棄等も減少することが期待されていると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○３番（吉田昌樹）　終わります。

○議長（古川雅一）　以上で吉田昌樹議員の質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一）　質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから議第33号　市道路線の認定についてまでの32議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております32議案のうち、議第２号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一）　異議なしと認めます。よって、議第２号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、委員会の付託を省略することに決定されました。

日程第２　委員会付託

○議長（古川雅一）　日程第２、委員会付託。

議第３号　山県市行政組織条例の一部を改正する条例についてから議第33号　市道路線の認定についてまでの31議案は、会議規則第37条第１項の規定に基づき、配付してあ

ります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

12日木曜日は総務産業建設委員会、13日金曜日は厚生文教委員会をそれぞれ午前10時から開催します。予算決算特別委員会は各常任委員会が終了した後、開催いたします。

17日火曜日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前10時15分散会

令和8年3月17日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和8年第1回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 3月17日（火曜日）

○議事日程 第3号 令和8年3月17日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員（13名）

1番	河 合 雅 俊	2番	川 島 亜 也
3番	吉 田 昌 樹	4番	武 藤 行 儀
5番	田 中 辰 典	6番	奥 田 真 也
7番	寺 町 祥 江	8番	古 川 雅 一
9番	加 藤 義 信	10番	操 知 子
11番	山 崎 通	12番	吉 田 茂 広
13番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	曾 我 聖
企画財政 課 長	宇留野 公 男	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境 課 長	服 部 裕 司	福祉課長	武 藤 達 也
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援 課 長	正 治 裕 樹
農林畜産 課 長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	丹 羽 竜 之	学校教育 課 長	鷺 見 亮

生涯学習課 大 西 義 彦

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 谷 村 政 彦 書 記 大 野 幹 根
書 記 相 川 英 里

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（古川雅一） 日程第1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 議長から発言の許可をいただきましたので、2問、質問をさせていただきます。

その前に、東日本大震災から15年という節目になりまして、改めて犠牲になられた方々には哀悼の意をささげます。また、被災されました方々には、心よりお見舞いを申し上げて、質問に入らせていただきます。

子どもの権利条例について。

山口市においては、全ての子供が自分らしく生き、健やかに成長していく、日本一子育てしやすい市を目指しています。子供たちの権利を保障するとともに、全ての子供に優しく寄り添える環境づくりを推進することが求められています。

国連の子どもの権利条約の理念に基づき、安心して成長し、個人が尊重されること、人種、性別、障がいの有無など差別を受けない保障を講じるべきと思われます。

さらには、体罰、いじめ、虐待、貧困の防止に、保護者や市民及び関係者が一丸となって子どもの権利保障を推進してこそ、日本一の子育ちが完遂できると思います。

子どもの権利条例についてを子育て支援課長に求めます。

○議長（古川雅一） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

御質問の子どもの権利条例についてでございますが、山口市では第3次山口市総合計画、自然と活力調和プランにおいて、将来像を子育て応援のまち山口市と掲げ、全ての子供が自分らしく健やかに成長できるまちづくりを推進しております。

また、「子育て」応援条例では、子供、保護者、地域、市民、行政、それぞれの立場と役割を明確にし、地域全体で子供を見守り育てることを基本理念といたしております。

一方、国連の子どもの権利条約では、「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の4つの一般原則の下、「生きる

権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つを柱として掲げており、山
県市の施策におきましても、基盤とすべき重要な視点であると認識しております。

現在、山県市では、こども家庭センターを中心に、妊娠期から切れ目のない支援を行
い、子供の生命、健康の確保、虐待防止、貧困対策等に取り組み、生きる、育つ、守られ
る権利の保障を進めております。また、ヤングケアラーに関する意見聴取など、子供の
声を把握する取組を行い、得られた意見を以後の施策につなげるよう進めております。

その中で、参加する権利、特に子供の意見を聞き、施策に反映していく取組につい
ては、今後さらに充実させる必要があると認識しております。子供の声を聞く仕組みづく
りや意見表明の機会確保について、既存の「子育て」応援条例と関係性を整理しながら、
必要に応じて条例の見直しや新たな条例の制定も含め、他自治体等の先進事例も参考に
研究を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 「子育て」応援条例で、子供、保護者、地域、市民、行政、それぞ
れの立場と役割を明確にし、地域全体で子供を見守り育てることを基本理念とした、そ
うした答弁でありました。

応援条例と権利条例ではニュアンスが少々異なると思いますけれども、山県市の「子
育て」応援条例や子どもの権利条例などを駆使して、日本一の子育てを完遂していただ
きたいと思っております。日本一を目指すとうたっている山県市においては、どこより
も濃密な条例の作成ができ上がるものと期待をしております。

しかし、子育て日本一を目指すのに、2つの保育園を民営化したというのはいかな
なものかと今でも私は思っております。民間委託というのは簡単に言うと丸投げというこ
とです。お金を出して全てを任せるのが民間委託です。課長の答弁にある子どもの権利
条例の基本理念を遂行するのは、民間委託にすると身動きが取れないではありません
か。日本一を目指すための新しい施策を講じようとしても、手元を離れては妙計も届か
なくなってしまうと思います。幸いにして、現時点では富岡保育園も高富保育園も子育て保育
の滑り出しは順調と聞き及んでおりますので、取りあえず私としては安堵しているところ
です。

子どもの権利条例の理念を確認するのは、近頃発表されたピッコロ療育センターの移
転について一抹の不安を抱いています。

「子育て」応援条例の第1条に、基本理念を定め、保護者、地域住民、学校、事業者、
山県市が取り組むべき施策を推進することにより、健やかに成長できる地域社会の実現

に寄与することを目的とするとありますが、突然の療育センターの移転発表は保護者や関係者に大きな不安を抱かせるのではありませんか。すばらしい基本理念を掲げて、仏を作って魂入れずになるのではないのでしょうか。形が立派でも中身がないという意味です。

東深瀬にあるピッコロ療育センターは、市役所隣のふれあいセンターの2階に移転するとの説明でしたが、雑踏のセンター2階において、今までどおりの子供の療育ができるかという不安を抱いています。

療育センターの療とは、病気を治すとあります。病気を治しながら育てるという施設です。障がいやその可能性のある子供に対して、特性に応じた福祉、教育、医療の支援を行い、自立と社会参加を支える仕組みとあります。

療育治療を終えて社会参加ができるまで、子供さんの姿を見せたくないという保護者もあるやに聞き及んでいます。それぞれの考え方があるでしょうが、世間体やもろもろの内容を気にせず、早くから療育に専念すれば、ほとんどの子供さんが自立し、社会に飛び立っていけるわけです。

文部科学省の発表によると、小中学生を対象にした近年の調査では、全体の8.8%に障がいの可能性があることが分かったそうです。8.8%は35人学級とすれば一クラスに3人以上の子供さんに療育が必要だということです。それくらい多いという意味なんですけれども、療育センターにおいては、誰でもいつでも気軽に相談、利用できるのが本来の姿です。なぜふれあいセンターに移転するかが理解できません。

政治や行政は弱者に寄り添うものだと思っています。

そこで、2つ、質問させていただきます。

1つは、移転する一番の目的は何でしょうか。

2つ目に、保護者や関係者への相談はされたか。

この2点を質問します。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えいたします。

つい先ほど再質問の通告を受けましたので、ちょっと頭の中はまだ整理をつけていないところもございますが、まずは「子育て」応援条例と、議員御発言の子どもの権利条例です。

子どもの権利条例というのは、国のページを見ますと、児童の権利に関する条約ということで、平成6年、1994年の4月に日本国が批准したものであります。

他方で、「子育て」応援条例というのは、まだ最近のことですので、当然、この「子育

ち」応援条例を草案している段階では、この児童の権利に関する条約を国が批准しているのは承知しておりましたので、それを踏まえて「子育て」応援条例を起案させていただいておるところであります。そのために、例えば第3条には基本理念がありまして、一つの例として、第1号には「こどもの健やかな成長及び自立が図られるとともに、こどもの権利が尊重されること」を、一番目に基本理念の一つとしておるところであります。

そこで、ただいま質問がありました、まず移転する一番の目的は何ですかということですが、簡単には申し上げますと一元化していきたいということです。

今、ピッコロ療育センターは市役所とちょっと外れたところにありますが、今、議員御発言のように子供さんの障がいが多くなっています。それは家庭環境の変化もあると思いますし、もう一つには障がいが多様化していっていると。極端なことを言いますと、過去はこの子はやんちゃな子とか落ち着きがない子と片づけられていたのが、ADHDとか、いろんな病気があるんだということで見守っていこうということで、多様性が見えてきたというのが一つありますのと、それとは別に、また多様な障がいも増えてきている、それから家庭環境も多様性が昔に比べれば増えてきているということで、そういった中でどうやって見守っていくかということが大切なことだと思います。

ここへ移す一番の目的なんですけれども、隣には御案内のように教育サポートセンターなどもあります。要は、障がいとは違うかもしれませんが、不登校の子供たちも通っていただけるようなところもありますし、元気な子供たちが児童館へ来ていただけるような環境もあります。

私どもとしては、「子育て」応援条例とありますように、子育てを応援していこうということで、議員も御発言ありましたように、保護者だけでなく、役所だけでなく、民間の力とか地域の方々が一体となって、子供さんが健やかに健全に育っていく環境づくりをしていこうというのが一番の目的でありまして、その拠点にしていこうというのが隣の建物であります。ピッコロ療育センターに通っていらっしゃるお子さん方も、ピッコロと線引きするんじゃなくて、例えば教育ともつながったりとか、子育て環境とつながって、ボーダーレスにしていこうというのが一番の目的であります。

ただ、議員御発言のように、今までずっとあちらのほうに通っていらっしゃったお子さんにしてみれば、当然、通う環境が変わりますので、一定の不安感があるのは当然だと思います。

例えばハード器具にしましても、あそこのものを全くそのままこちらに持ってくることもできませんので、なるべく環境に違和感のないように、早くなじんでいただけるよ

うな環境を整えて、お子さんと保護者の方の不安を少しでもなくしていこうということで、来年度の当初予算にも、まだ引っ越しの時期は明確にはしていませんけれども、なるべく配慮していこうと。その中にあっては、多様な御意見についても耳を傾けながら、少しでも安心して、お気軽に通っていただけるような施設にしていかなければならないなというふうに考えておるところであります。

いずれにいたしましても、今のこういう教育環境というか、子育て環境というのはどんどん変わってきておりますし、今後も変わっていくものと思います。それを教育やか、子育てやか、保育所とか、こども園とか、あまり縦割りすることなく、隣の建物につきましては、子供さんが主役。

先ほど冒頭に言いました「子育て」応援条例と子どもの権利条例はニュアンスが違っておっしゃられますが、私の認識では目指すところはどちらも同じ。あえて文法的なことを言いますと主語が違ふのかなという気がします。「子育て」応援となると主語は多様ですし、子どもの権利となると子供さんが主語ということで、表現の違いであって目指すところは一緒かなというようなことも考えておりますので、隣の建物につきましては、18歳未満になりますけれども、子供さんたちが健やかに育っていただけるような環境づくりに最善を尽くすために、これは関係者とか民間の企業さんも含めて、地域の方々に子供さんたちが健やかに育っていけるような応援をしていけるような施設拠点としてまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○11番（山崎 通） 暫時休憩をお願いします。

○議長（古川雅一） 暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時19分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山崎 通議員。

○11番（山崎 通） それでは、ちょっと言葉のやり取りがうまくいきませんでしたので、質問を変えさせていただきます。

それでは、2番目の質問ですけれども、移住・定住施策についてを質問いたします。

移住・定住は、経済の活性化、文化の継承、多様性の確保などが地域発展の最重要課題だと思われます。極端な人口減少と超高齢化社会が地方行政施策のひずみとなっています。

過疎化が進む地方では、魅力的な支援策を用意し、移住希望者に寄り添える各種メニューを整え万全を期するのが至極当たり前になってきました。人口減少が進む山県市においても、そうした取組に効果的な施策を講じ、流入人口の拡大に尽力されていると思われます。

移住・定住者を増やすための取り組むべきこと、今後の展望についてを、まちづくり・企業支援課長に尋ねます。

○議長（古川雅一） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 御質問にお答えします。

御質問の移住・定住者を増やすために取り組むべきことと今後の展望についてでございますが、現在は移住・定住者を増やすため、空家利活用促進補助金制度を設け、山県市内の空き家の購入または購入後の改修費に対して補助を行っております。

補助金額は世帯状況に応じて設定されており、補助率2分の1以内で、一般世帯で60万円、新婚世帯、子育て世帯で80万円、同居または近居の多世帯で100万円の3つの区分でそれぞれ補助金を交付しております。

また、移住・定住促進と山県市内の中小企業等の人材を確保する目的で、奨学金返還支援補助金も交付しております。こちらは、山県市内在住在勤で大学等就学時に貸与を受けた奨学金の返還を自ら行っている者に対して、年度内最大24万円、34歳まで交付するものです。

これらの補助制度と山県市のPRのため、移住フェアへの出展やSNS、パンフレットによる情報発信を行ったり、空家利活用促進のため空家バンクの運営を行っているとところです。

ほかにも、若い世代の移住者を確保するために、東京圏内に居住し、都内の大学を卒業後、山県市へ移住する学生に対して、就職活動に要した交通費の一部と移住に要した移転費用を支援する地方就職学生支援事業と、東京圏から山県市に移住し対象企業等に就職した者に対しても、移住に要する経費の支援を行う東京圏からの移住支援も行っております。

また、若い世代が山県市に魅力を感じることで、山県市外への転出を防ぎ、山県市内に残ってくれることも人口減少対策としては重要だと考えており、4年前から実施している山県地元合同企業説明会で、中高生に山県市内の企業を知ってもらう取組を行っております。まだ大きな成果とまではいきませんが、市内企業への就職は増えていると感じるところです。

ほかにも、岐阜市内の商業施設と連携し、子育て世代に山県市の魅力を体験してもら

う自然体験イベントを2年前から実施し、多方面から山県市の魅力を伝える活動を行っております。

移住・定住者を増やす、若い世代の転出者を減らすための取組を今後も継続し取り組むことで、人口減少をとどめたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 今の答弁の中で、若い世代の転出者を減らすために、それぞれ補助金を交付しているとのことでしたが、山県市内の中小企業の人材を確保する目的にも補助金の交付があるという答弁でしたが、移住・定住問題は山県市だけの問題ではありません。都市部においても、空き家問題も、また、移住・定住問題も全国的に広がっております。

それで、課長は御尽力いただいているんですが、移住・定住について今までに投入した金額が分かればお願いしたいと思いますし、現時点までの移住・定住者の成果を質問します。

○議長（古川雅一） 暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 再質問にお答えいたします。

これまで移住・定住事業に要した金額についてでございますが、まちづくり・企業支援課として平成30年度から実施してきたものについて回答させていただきます。

空家利活用促進補助金については、平成30年度からの8年間で約4,800万円、このうち約3分の1に県補助金が充当されております。

また、移住・定住促進事業としては、移住フェアへの出展、空家バンクの運営等の委託料として5,300万円、このうち約2分の1に国庫補助金が充当されております。

あと、空家利活用促進補助金の成果といたしましては、令和3年から令和7年までの数字になりますが43件、こちらのほうは全て一般世帯、子育て世帯、新婚世帯、多世帯等を含めて、43件の実績がございます。

移住・定住事業としましては、国も岐阜県も推進して取り組んでいる状況ですので、山県市としても今後も継続して取り組んでまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 山崎 通議員。

○11番（山崎 通） 今、今までに投入した金額を伺いましたが、なかなか金額が大きくなるんです。県補助もあるんですけど、それじゃあ努力をせんでもいいかというところというわけではありませんが、やっぱりちょっと見直すべきところは見直すようにしないと、この金額が膨らむばかりではないかなと、こんなことを思っているんですが、実は、いろいろホームページをあちこち広げてみると、どこの市町村もみんなそれぞれあの手この手でいっぱいやっているわけですね。

山口市だけのすごく成果が出るかというところ、なかなかうちだけそんなわけにいかないで、できればこれから先はうちにしかないものを工夫していただけると、またより一層効果が出るのではないかと思います。蛇足ですけれども、これで質問を終わります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で、山崎 通議員の一般質問を終わります。

通告順位2番 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。奥田真也でございます。

私からは2点質問させていただきます。

それでは、まず1点目、子どもたちのふるさと醸成に向けて、学校教育課長にお伺いをいたします。

青森大学総合経営学部地域貢献演習Hクラスの令和7年8月5日の記事には、「子どもたちが帰りたくなるまちづくりは、地域に行き・地域の人のお話を聞き・地域を知ることにあつた！」とあります。この授業では、自己実現のためには都会に出なければと考えるのではなく、事業の芽も本当の幸せも足元にあるという気づきを考え、経験を積んで、地元の思いを持ち続ける。そして地域を豊かにしていく。自分たちの目線で子供たちが帰りたくなる青森に必要な取組を考えていく、そういう授業を行っています。

令和7年12月22日に美山中学校にて議員と生徒との意見交流をさせていただく機会を得ました。同僚議員たちがそれぞれの学年に分かれ意見交換をするもので、私は3年生の担当でした。地域活性化プランについて、それぞれのグループがプレゼンするもので、観光に関するものや廃校の有効活用など、子供たちの山口市についての思いや見えていところを、私たちが知ることができたと感じました。

また、令和8年2月18日の「山県学園構想Open School～山県の教育を考える日～」での公開授業にて、私はいわ桜小学校の異学年集団での学びに参加しました。

最後のふるさと探求学習報告会、いわなかクエスト報告会にて、美山で輝く人々、山とともに生きる私たち、美しい美山の川、この3つのテーマを、全児童一人一人が調べた結果を報告。子供たちは大きな声で発表し、また、皆が美山のよさを見つけ報告し合う姿に感動いたしました。

2月20日には美山小学校の授業参観において、3年生が桑の木豆や利平栗、ハヤシライスについて自分たちで調べ、発表や保護者に対してクイズを出していたとのこと。子供たちだけではなく、保護者にもふるさと山県を知るいい機会になったのではないかと考えます。

このように、子供たちが山県市についての思いや見えていることを知ることができることは、さきにお伝えしたような青森大学の授業にあるように、気づきを考え、地元に関心を持ち続けてもらうことができ、高校や大学、就職などで市外に出てしまっても、ふるさとである山県市に戻ってきてくれることにつながるのではないのでしょうか。

そこで、学校教育課長にお伺いをいたします。

公益財団法人全国市長会館の『市政』2月号に、山県市の市政ルポ「子育て支援日本一から子育て応援日本一のまちへ 持続可能な未来に向け展開・山県方式の教育改革」が掲載されています。その中で市長は、「山県学園構想による統廃合なしの在り方は、少子化時代における小学校教育の新たな道筋の一つを示しているものと自負しています」と書かれており、私自身も山県市における支援策は充実していると実感しているところです。

昨年度は高富中学校においても議員との意見交流が行われておりますが、いわ桜小学校や美山小学校のように、ふるさと山県について調べ、考え、発表する児童たちの思いや意見も反映されると、山県市の発展にもつながり、子育て応援日本一を確固なものとするのではないかと思います。

今後、中学校だけではなく小学校においても、いろいろな意見交流を、議員のみではなく市の職員の皆さんとできると、さらによりよい山県市になっていくのではないかと考えますが、学校教育課長の所見をお伺いいたします。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

子どもたちのふるさと醸成に向けてでございますが、美山中学校で実施された市議会議員の皆さんとの地域活性化プランに対する意見交流会は、子供たちがふるさとに対する新たな気づきを得るとともに、その地域に生きる自分の可能性にも気づくことができる大変有意義な時間となりました。

このように、小中学生が地域に関心を持ち、市政について意見を述べることは、地域の未来を担う当事者意識を醸成する上でも、教育的な意義は大いにありと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 学校教育課長の答弁にあるように、子供たちが地域の大人とのつながりを意識しながら、自分の生き方を模索できる教育を充実していただけることは、ふるさとである山県市のよさに気づくことができ、地元で将来戻りたくなるのではないかと考えます。このふるさと山県市のことを考えることは、まさに主権者教育につながるものであると感じます。

質問の際にも紹介しました公益財団法人全国市長会館の『市政』2月号の山県市の市政ルポの中でも、林市長が当初から最重要視してきた「次代に責任の持てる持続可能な地域づくり」の理念は、こうした細部への目配りにも息づく、まさにその理念が実を結びつつあるのではないかと考えます。

ちなみに、主権者教育とは、国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、自ら判断し、行動していく主権者を育成していくものとして、子供たちが地域の課題について議論する中で、民主主義や地方自治について学ぶ教育のことを言います。

子供たちが地域をよくしたいという思いは、将来を担う子供たちのふるさとを愛する心につながるものであると考えています。

令和7年12月22日に美山中学校にて、議員と生徒との意見交流にて生徒が考えた内容について紹介をさせていただきます。

食や特産品については、栗やイチゴを使ったスイーツを開発する。ケーキ屋さんや中学校などとコラボして開発できたら面白いのではないのでしょうか。栗や黒ニンニク、桑の木豆を山県ばすけっとなどの直売所だけでなく、キャンプ場ともコラボして販売してはどうか。

観光については、自然を生かした宿泊施設で釣り体験、バーベキュー、物作り体験、アスレチックなど、全てができる施設を用意してはどうか。春はアロマキャンドル、夏はハーバリウム、秋は置物、冬はリースなど、四季に合わせた物作り体験を企画してはどうか。山県市らしい山の斜面を有効活用し、犬だけではなく、猫、ウサギ、カメなども楽しめるドッグランを造ってはどうか。

廃校活用については、廃校の食堂を利用し、アユやアマゴ、ジビエ料理を提供してはどうか。大人が楽しめる昭和や平成の教室の再現、夜の肝試しや天体観測会を開催し

てはどうか。グラウンドや教室を活用したキャンプを開催してはどうか。

S N S の活用については、公式インスタグラムだけではなく、高富地域、美山地域、伊自良地域の独自のアカウントでの魅力の発信、栗や清流、アユなどをモチーフとしたブイチューバーの活用。

このように、生徒たちが生き生きとして私たち議員にプレゼンをしていただけた内容は、それを考えることができたことこそが主権者教育であり、山県学園構想の創発的戦略の中にある、やまがた実体験学やアントレ教育、これが実を結びつつあると言えるのではないのでしょうか。

全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会が、令和6年6月28日に発行した地方議会が進める主権者教育事例集によると、山梨県甲州市議会では、全議員が市内の全小中学校に出向き、議会の仕組みなどについて説明した後、児童・生徒からの質問に答える出前授業を実施、静岡県湖西市議会では、意見交換で受けた意見を発展させる施策の検討が必要という課題を踏まえ、令和3年度に請願を提出したとのことです。長野県伊那市議会では、各学校との意見交換で出た意見について、常任委員会で協議して報告書として公開しているとのことです。

そこで、教育長にお伺いをいたします。

このように全国各地において主権者教育が進んでいる中、山県市内の小中学校においては、山県学園構想が年々進化していく中で、山県市について考え、発言、発表する場が増え、これこそがふるさと醸成につながっていくのではないかと考えます。また、未来の地域を担う子供たちの記憶に残る主権者教育を行うことこそが、成人した際、山県市に戻ってきたいと思えるのではないかと考えているところです。

今後の主権者教育に向けての教育長の思いをお聞かせください。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再質問にお答えします。

議員の御発言のとおり、中学生が多様な視点から主体的に社会を考える、そして、その考えが実社会において大切に扱われていることを実感する、このプロセスが確保されるからこそ、生徒は主権者としての責任の重さを感じ、自覚に至ると考えます。

だからこそ、子供の発言は純粹であり夢があると一まとめに賞賛したり、形式的に聞くだけでは、どうせ言っても変わらないといった無力感を抱かせたりしてしまうため、生徒の提案に対しては行政としての説明責任が必要であり、そのやり取りこそが、まさに民主主義を学ぶ入り口として行政や政治への参加という体験につながるはずです。

なお、中学生の発想や声は、それが直ちに政策の方向性を定めるものというよりは、

私たち大人が社会を見つめ直す機会として受け止めるべきものであり、教育の政治的中立性への配慮については留意しなければいけないと考えます。

また、生徒自身の地域への関心が、地域活動への参加へのきっかけとなり、地域の一人としての意識につながり、地域の方々との交流を通して、地域の大人がふるさととして心に刻まれていくものだと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 教育長の答弁により、子供たちがふるさと山県市への思いを深めていただきながら、山県市で教育を受けてよかったと思ってもらえる環境、これに今後也大いに期待し、また、私も改めて全力でそれに向け協力していきたいと強く思ったというところで、次の質問に入りたいと思います。

山県学園構想の更なる浸透について、生涯学習課長にお伺いをいたします。

私は、令和7年6月に名古屋市内にて、令和8年2月に犬山市内において、山県学園構想について講演する機会をいただき、市外の方々に向け説明をさせていただいております。

話を聞いていただいた方々と講演後に意見交換をさせていただくと、統廃合しか道はないと思ったがこういう手法があることを初めて知った、統廃合ありきで話がもう進んでしまっている、統廃合後、地域では子供の声が聞こえなくなったなど、いろいろな話をお聞きしています。

2023年度、期待の新制度部門賞の受賞の際、教育長が「思いっきりスポーツをさせたい」、この発想は、合同授業により同じ学年にて体育を実施できており、子供たちは思いっきりスポーツができている環境が整っていると感じているところです。

また、2月28日に、アウトドアツーリズムセンタープレオープンイベントがいわ桜コミュニティセンター駐車場とアウトドアツーリズムセンターにて開催されましたが、そこにある、いわ桜ニコニコ公園にて楽しそうに走り回っている子供たちと話をしましたが、いわ桜小学校と美山小学校の子供たちでした。これも合同授業であるジョイントスタディーのいい効果が出てきていると感じる出来事でした。

さて、このように山県学園構想が順調に進化をしていると思うところですが、中学校の部活は合同部活となっていますが、PTAやスポーツ少年団の活動については、まだまだ学校単位や地域単位での活動になってしまっていると感じているところです。

また、こどもサポートセンターについても、不安に感じている保護者は認知をしておりますが、全体においてはまだまだ認知度が低いのではないかと感じる場所でもあり

ます。

そんな中、山県市子ども会育成協議会は、今年度より新たな取組を始めたとのことですが、9校全ての小学校の子供たちにイベント案内を配付することで、市内全域より子供たちが集まり開催できているとのこと、これこそが山県学園構想の一翼を担う活動なのではないでしょうか。

そこで、生涯学習課長にお伺いをいたします。

山県市子ども会育成協議会の取組は、山県学園構想に非常にマッチした取組であると感じるところです。このような体制になった経緯と、今年度のイベントの内容、参加率についてお伺いをいたします。

○議長（古川雅一） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 御質問にお答えします。

まず、1点目の市内全域より子供たちが集まり行事を開催している経緯についてでございますが、現在、山県市には地域を地盤とする単位子ども会が90団体組織されており、その上部組織として、各小学校区に校区子ども会が組織されております。

さらに、各校区子ども会の代表者により構成される山県市子ども会育成協議会が、子供の健全育成及び子ども会相互の連絡調整を目的として活動しているものと認識しております。

また、子ども会は、地域を拠点に異年齢の子供たちが遊びや体験活動を通じて交流を深め、社会性、自主性を育むとともに、地域の方々に触れ合う価値のあるものと捉えております。

しかしながら、近年の少子化の進行により会員不足が生じ、活動の継続が困難となる子ども会も見られる状況にあります。

こうした課題を踏まえ、より多くの子供たちが参加できる機会を確保する観点から、本年度より山県市子ども会育成協議会において、市内全域の子供が参加できるイベントを新たに企画し、開催に至ったものと伺っております。

次に、2点目の今年度のイベントの内容及び参加率についてでございますが、今年度山県市子ども会育成協議会では、市内全域の子供を対象とし、4つのイベントを実施したところでございます。

1つ目は、6月に防災関係の団体から講師を招き、お菓子ポシェットを作りながら防災について学ぶ、おいしい防災塾「防災お菓子ポシェット作り」を開催しました。定員50名に対し、定員を大幅に超える63名の参加があり、参加率は126%でございました。

2つ目は、夏休み期間中に山県バスターミナルから連節バスに乗車し、金華山や岐阜

市歴史博物館、岐阜大仏、メディアコスモスの見学や、自動運転バスの乗車などの体験会を4回開催し、いずれの回も定員20名が満員となり、参加率は各回100%でした。

3つ目は、同じく夏休み期間中に山県市役所探検を開催し、山県市役所内の各課に関するクイズや議場見学、苔テラリウムづくりを開催しました。定員40名に対し42名の参加があり、参加率は105%となっております。

4つ目は、11月に花咲きホールにおいてプロマジシャンによるマジックショーとマジック教室を開催しました。定員200名に対し親子191名の参加があり、参加率は95%でございました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 奥田真也議員。

○6番（奥田真也） 生涯学習課長の答弁にて、より多くの子供たちが参加できる機会を確保するとともに、役員の負担軽減を図る観点から、市内全域の子供が参加可能な事業が新たに企画され、開催に至ったとのこと、参加率が非常に高く、県内においても成功事例になるのではないかと推察します。

また、時代に合わせた活動だと思いますし、何より他校の児童との触れ合いが増えることは、山県学園構想に即した活動なのではないかと考えます。

P T Aについては、任意加入となってからは一定の方々は無加入となり、役員の成り手不足や活動の停滞が進んでいるとのこと、また、スポーツ少年団については、児童数の減少と、選べるスポーツが増えていることから、人の確保にそれぞれ苦心されていると聞いております。

私は団体スポーツについて、ぎりぎりの人数で運営されている団と、広域で運営し、たくさんの人数で運営されている団を見学させていただく機会を得ましたが、ぎりぎりの人数で運営されている団は、低学年も含め全員がレギュラーとなっており、たくさんの人数で運営されている団は、低学年と高学年で練習メニューが変わり、思いっきりスポーツをする姿が見られました。

こどもサポートセンターについては、公益財団法人全国市長会館の『市政』2月号に山県市の市政ルポ「子育て支援日本一から子育て応援日本一のまちへ 持続可能な未来に向け展開・山県方式の教育改革」の中で、「子どもたちの自主性を尊重し、成長をいたずらに急がせない懐の深い雰囲気は、それだけで持続可能な世界を実現するためのSDGsの達成目標「誰一人取り残さない」という理念をほうふつとさせて、印象に強く残った」とあり、この内容と同時に、保護者も先生も相談できる環境にあることを、もっともっと市民に広く知っていただきたいと感じるところです。

そこで、再質問を教育長に2点お伺いをいたします。

1点目、山県学園構想が全国的にも有名になりつつある中、次はそれぞれの方々が支えていく環境も必要なのではないかと感じています。山県市子ども会育成協議会のような取組を好事例として捉えていくことが必要なのではないかと思います。

2月18日の「山県学園構想Open School～山県の教育を考える日～」のオープニングセッション「山県が目指す未来の教育」にて教育長が話された内容は、山県学園構想がさらに進化していく姿であり、私はわくわくが止まりませんでした。PTAやスポーツ少年団を例に示しましたが、市全体にて子供たちを見守り、スポーツも思いっ切りできる環境が整うことも山県学園構想なのではないかと考えます。

今後、山県学園構想がどうなっていくのか、また、教育長の熱い思いを地域や保護者にも浸透させていただきたいと思いますが、それについてのお考えは。

2点目、オープンスクールにおけるオープニングセッションにおいて、こどもサポートセンターのさらなる拡充が図られていくと感じました。今後の取組がどうなるのか、また、こちらも地域や保護者にもさらに浸透させていただきたいと思いますが、そのお考えは。

この2点について教育長にお伺いし、私からの質問を終わります。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再質問の1点目、山県学園構想のさらなる進化という議員の御期待の言葉に対し、感謝申し上げます。

ともすると、山県学園構想は小規模小学校の救済措置的な施策として理解されることもありますが、オンラインによる教育が可能となった時代だからこそ、教育委員会はこれまでの学校内で完結する教育から、学校外と連携した教育をリアルな世界で実現する教育改革に挑戦をしています。

負け惜しみではなく、山県の教育の強みは小さいことです。小さい中にもそれぞれに歴史や文化があり、ドラマがあります。小さいものは、その都度、合わせれば大きくもなります。合わせることの教育的な意味は、古くから言われる和して動ぜずという言葉のとおり、それぞれの違いを尊重しながら調和することだと思います。子供たちはそこに多様性を捉え、社会性を豊かにする学びが生まれると私は考えています。

議員も、その一翼を担ってくださっている任意の活動組織である子ども会やPTAを広域で連携する新たな仕組みづくりに取り組んでおられることは、山県学園構想の考え方に通じるものがあると捉えています。

山県市民には、地域の子供は地域で育てるという子供愛が脈々と引き継がれています。

そのともしびが消えることを恐れるよりも、同じ思いの大人が結集し、山県学園構想と地域の広域活動が連携する山県の教育の形にもとても魅力を感じます。

2点目のこどもサポートセンターは、名称のとおり、子供の育ちをサポートする拠点であり、児童・生徒一人一人に休息や安全を確保し、子供に合わせた学びが保障される分教室としての機能を備えた居場所です。これまでの子供が学校に合わせるのではなく、学校が子供に合わせるという逆転の発想から運営される新たな学びやを目指しています。

令和7年度2月末現在で、学習等ができるここふれの利用は577件、発達特性などの困り感の相談が459件あり、一定の認知度とともに信頼にもつながり始めていると捉えています。

今後は、ここふれという空間が子供に与える影響や効果を分析し、各学校の中にいる困り感のある児童・生徒に早期に直接サポートできる方策について検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で、奥田真也議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

議場の時計で11時10分より再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（古川雅一） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 操 知子議員。

○10番（操 知子） 議長の許可を得ましたので、こども目線の共同親権について一般質問を行います。

令和6年第3回定例会において、DVや虐待などの懸念が残る中、共同親権が可能となる法改正が行われたことにより、学校現場においても身近な問題となっている状況を踏まえ、離婚後の子供目線の共同親権をテーマに、山県市における支援体制について一般質問を行いました。その背景として、離婚の増加、ひとり親家庭の貧困、親子交流の課題、子供の孤立や虐待リスクなどを上げ、子供の最善の利益を守る体制づくりの必要性を訴えました。

主な質問は5点ありましたが、そのうちの3点についての質問と御答弁は以下のとおりでした。

質問内容としましては、1点目、別居親の学校行事参加、保護者登録について。離婚後も子供が父母双方に成長の様子を見てもらえるよう別居親でも学校行事に参加できる

体制になっているのか、また、保護者としての登録はどのように行われているのかを質問しました。あわせて、子供の気持ちを尊重するため、スクールカウンセラーを活用して子供の意思をくみ取る仕組みを取り入れられないかについても再質問しました。

2点目、別居親への学校文書の共有について。出席状況、通知表、健康診断結果などの学校からの公文書を、別居親にも共有できる仕組みがあるのかを質問しました。

3点目、共同養育計画への支援について。親子交流や学校行事参加などを定める共同養育計画について、市として支援や相談体制があるのか、また、保護者のニーズ調査を行う考えがあるのかを質問しました。

それに対する答弁内容としましては、1点目、別居親の学校行事参加、保護者登録について。保護者登録は原則として同一世帯の世帯主としている。行事案内は登録された保護者のみに行っている。別居親の参加については個別に確認して対応している。判断にスクールカウンセラーを活用する考えはなく、大人同士で調整すべきとの考えである。

2点目、別居親への学校文書の共有について。学校からの文書は登録された保護者のみに提供している。個別案件については適切に対応するとしているが具体的な対応策は示されていない。家庭内での共有方法については関与していない。

3点目、共同養育計画への支援について。市として支援事業は行っていない。今後も実施予定はない。ニーズ調査も行わない考えである。届出時や面談などにより把握できていると認識している。

以上のような答弁をいただきました。

これらを踏まえ、本定例会において一般質問を進めていきます。

今回、質問を進めるに当たり、令和8年1月9日には、保護者、学校双方にとって共同養育計画は必要な仕組みであるとの考えの下、市の見解について課題を提示しました。

また、令和8年1月13日には、山口市共同養育計画書（学校対応）活用要綱（案）、共同養育計画書（学校対応用）案、共同養育計画書（学校対応用）の取扱いについて（通知）案について、それぞれ提出をさせていただきました。これらは、これまでの一般質問や答弁内容、学校現場の実態を踏まえ、制度運用の混乱や負担を軽減し、子供の最善の利益を守るために必要と考え、作成したものです。

令和8年1月9日提示課題につきましては、保護者、学校双方にとって共同養育計画は必要な仕組みであると考え、市の見解を伺うとして、課題を3点上げさせていただきました。

1点目、制度と現場運用に関する課題について。選択的共同親権を前提とした自治体としての運用指針が未整備であり、学校、行政、現場向けの統一的なガイドラインが存

在していない。そのため、別居親への対応は個別判断に委ねられ、判断基準が不透明な状況となっている。また、同一世帯原則という従来の運用慣行が依然として強く残っており、結果として、保護者、学校双方に心理的、事務的な負担が生じやすい構造となっていること。

2点目、学校現場における課題について。別居親への対応が事実上学校任せとなっており、学校行事への参加可否や公文書など共有の判断を学校単位で行っているため、対応にばらつきが生じている。加えて、学校側が法的判断や家庭状況の把握を求められる場面もあり、負担やリスクを抱えている。別居親支援の窓口としての明確な位置づけがなく、子供の声を制度設計に反映させる仕組みも十分とは言えないこと。

3点目、共同養育計画に関する課題について。共同養育計画については、ニーズ把握は行われているものの、具体的な作成支援や継続的な伴走支援を行う実務支援制度が存在していない。そのため、当事者の自主性に委ねられ、実際の活用が進みにくい状況にある。また、離婚前後を通じた継続的な支援体制が構築されておらず、届出時や面談時以外のフォローアップ、生活環境の変化に応じた計画修正支援も想定されていないこと。

以上のことから、制度上は可能とされている対応であっても、実務上は例外対応にどまっており、子供の最善の利益を安定的に保障する仕組みとしては、未だ未成熟であると考えます。

令和8年1月13日提出資料につきましては、1点目、山口市共同養育計画書（学校対応）活用要綱（案）について。この要綱案は、離婚後における子供の学校生活の安定を図ること、学校が父母間の判断や調整に関与しないようにすること、父母の合意内容を整理し、学校対応の参考資料とすることを目的として作成しました。また、計画書を公正証書としないことや、学校の免責を明確にすることにより、学校現場の負担やリスクを軽減する構成としています。あわせて、学校目的に特化できることや、毎年更新、見直しができる仕組みとしています。

2点目、共同養育計画書（学校対応用）の取扱いについて（通知）、いわゆる教育委員会通知案についてですが、この通知案は学校ごとの対応のばらつきをなくすため、学校を父母間の紛争から守るため、子供の教育環境を安定させるため、基本的な考え方を市として共有するため、教職員が調整役や仲裁役にならないようにするためを目的として作成しました。新たな権利義務を生じさせるものではなく、あくまで参考資料として扱うこと、学校運営と安全管理を最優先とすること、調整、履行確認、責任を負わないことを明確にしています。

3点目、共同養育計画書（学校対応用）案について、この計画書案は、父母双方の合

意内容を簡潔に確認できるようにすること、学校に過度な対応を求めないこと、紛争や判断を学校に持ち込まないこと、前例化による過度な要望やクレームの発生を防ぐことを目的として作成しました。行事参加や文書共有については可能な範囲、通常業務を超えないことを明示することで、学校の裁量と安全配慮を尊重する内容としています。

以上のように、私はこれまでの課題認識と現場の実情を踏まえ、学校、保護者、子供も、全てにとって負担の少ない制度運用を実現するための具体的な提案として、これらの資料を作成、提出してまいりました。それらを踏まえて、制度運用の実態や課題をより明確にするため、以下の5点について現状を確認します。

1点目、学校への通知や連絡について、市や教育委員会が主体的に行っていますか、それとも保護者が個別に学校へ伝える運用となっていますか。

2点目、校長の判断が学校ごとに分かれた場合、市としてどのように関与していますか。教育委員会として統一した基本方針や運用ルールはありますか。

3点目、標準様式による提出書類の活用、対応マニュアルの整備など、学校現場の負担を軽減するための具体的な対策はありますか。

4点目、例えば2025年6月に港区に寄せられた区民からの問合せを先進事例とすると、別居親、非親権者の学校行事参加について、学校現場で不意に差別的対応が起こることを防ぎ、子供たちの自己肯定感を高めるために、港区では同居親と別居親の協議状況や、子ども家庭支援センター、児童相談所などの関係機関との連携を踏まえ、学校法律相談法制度（スクールロイヤー制度）を活用して対応しています。

現在、山県市の学校も、保護者への対応に困ったとき、教育委員会を通じて市の顧問弁護士を活用する仕組みと理解しておりますが、今後、港区の事例も参考にしつつ、山県市におけるスクールロイヤー制度の導入についてどのようにお考えでしょうか。

5点目、共同親権時代における通知表と公文書など共有について。

現在、全国の自治体では、小学校低学年の通知表の在り方を見直す動きが広がっています。その背景には、児童への配慮や、教員の負担軽減、ICTの活用などがあります。例えば掛川市では通知表を廃止し、学習アプリやAI分析による情報共有に切り替えています。また、美濃市でも低学年の心理的負担を考慮し、通知表を廃止し、個別懇談による説明を重視しています。一方、山県市では現在も紙の通知表を使用し、電子化の予定はなく、家庭内での共有は各家庭に任せているのが現状です。

また、令和6年の一般質問では、学校教育課長から、情報は登録された保護者に提供し、家庭内の共有には関与しないとの答弁がありました。しかし、今後、共同親権制度が本格施行される中で、父母双方が子供の養育及び教育に主体的かつ適切に関与し、そ

の責任を果たしていくことが、これまで以上に求められるようになります。

共同親権の下では、別居や離婚後であっても父母双方が子供の学習状況や学校生活を正確に把握できることが重要です。にもかかわらず、現行の運用では一方の親にしか情報が届かず、もう一方が把握できない状況が生じる可能性があります。

今後は電子化の活用も含め、公的機関として希望する保護者双方に適切に情報提供できる仕組みを整えることが、ますます重要になると考えます。

以上を踏まえ、次の点について伺います。

1つ目、通知表の在り方について、山口市として現時点でどのような考え方を持っているのか。今後、電子化や評価方法の見直しを検討する考えはあるのか。

2つ目、共同親権制度の本格施行を見据え、通知表や成績、学習状況など、学校が作成する公文書などについて、希望する場合には父母双方に直接提供する仕組みを検討すべきと考えるが、市の見解はどのようなか。

以上、学校教育課長へお尋ねします。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

離婚後の子の養育に関するルールが改正され、令和8年4月1日に共同親権制度が施行されます。学校教育課としましては、法務省民事局から出された親権・養育費・親子交流などに関する民法等改正の解説に基づき、学校及び教育委員会における具体的な対応について整理しているところであり、現時点の考え方についてお答えをいたします。

〔「議長、注意をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 傍聴者の方はお静かにお願いします。

○学校教育課長（鷺見 亮） 1点目の親権者の定めや変更については、年度当初及び随時保護者から学校への申出を受け、その後の対応については具体的な確認と適切な対応が必要であると捉えています。

2点目の親権に関わる対応については、校長の判断が学校によって異なることがないよう、学校教育課としての調整は必要であると考えます。運用ルールにつきましては、現在ガイドラインを作成中であり、新年度までには統一的な運用ができるよう準備をいたします。

3点目の具体的な事務につきましては、学校独自に児童・生徒に関わる基本調査を行っているため、様式の統一については順次検討いたしますが、親権者に関する基本的な事項については同一の内容を考えております。

4点目、スクールロイヤーにつきましては、現在導入はしておりません。これまでも

スクールロイヤーへの相談を要する学校トラブルへの法律相談は、山県市の顧問弁護士にお願いをしております。スクールロイヤーの導入に関しましては、今後の状況を鑑みながら研究をしてまいりたいと思っております。

5点目の通知表の電子化等についてですが、通知表は重要な個人情報でありますので、個人情報の保護と安全配慮が同時に必要です。通知表の電子化は利便性がある一方で、紙に比べ拡散性のリスクが高いと考えます。通知表原本はこれまでどおり児童・生徒に手渡しをし、共同親権に伴う写しの取扱いについても現時点では電子化による送付は考えておりません。

公文書の発行を希望する父母双方に提供する仕組みについてですが、原則、共同親権の場合、父母双方に情報を提供すべきと理解はしております。一方で、学校から保護者への進路相談は、出欠席等に関わるような日常的なものもあれば、教育相談等を必要とする対応に慎重を期す内容もありますので、事前に対応方法については保護者双方と確認するよう校長に指導をしていきます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 操 知子議員。

○10番（操 知子） 以上で一般質問を終わります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で操 知子議員の一般質問を終わります。

○10番（操 知子） 子供の看護のため、退席の許可を求めます。

○議長（古川雅一） 操 知子議員の退席を許可します。

〔操 知子議員 退席〕

○議長（古川雅一） 操 知子議員の退席により、ただいまの出席議員数は12名です。

次に、通告順位4番 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を1点行います。

2030年に向けたSDGsの実装と加速について。

持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、2015年9月の国連サミットで採決された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく2016年から2030年までの国際目標です。17のゴール、169のターゲットで構成され、誰一人取り残さないということを誓う世界共通の目標です。

SDGsは発展途上国だけの課題でなく、先進国、そして自治体運営そのものに関わる普遍的な目標であるという点が重要視されています。

山県市では、令和6年3月に策定された自然と活力調和プラン、第3次山県市総合計

画においても、この趣旨は明確に位置づけられており、自治体として今後の施策の企画立案、実行の各プロセスにおいて、SDGsの理念に配慮した行政運営に努めていく必要があると示されています。

また、第3次総合計画は、令和6年度から令和13年度までを計画期間とし、8年間の基本構想と、前期4年、後期4年の基本計画で構成され、4か年実施計画を毎年見直し、効率的、効果的な実施に向けて、進行管理を行うことが明記されています。

私は、この毎年見直して進める仕組みこそが、SDGsを理念で終わらせず、実装していくための重要な仕組みであると考えます。

社会は、気候変動に伴う豪雨災害や巨大地震への備え、人口減少、担い手不足、物価高など、複合的な課題が同時進行しています。こうした課題に対しては、まさにSDGsの考え方である分野横断、統合的な取組が求められます。

そこで、2030年まで残り4年の中で、山口市がSDGsをどのように実装し加速させていくのか、次の2点についてお伺いいたします。

1点目、SDGsを踏まえた2030年逆算の優先順位と現在地について。

本市は総合計画において、SDGsの理念に配慮した行政運営の必要性を示していますが、これを踏まえ2030年を見据えたとき、どの課題を重点課題として位置づけているのか、また現時点でどの分野が順調で、どの分野に遅れや課題があると認識しているのか、指標データを含めてお示してください。

2点目、SDGsの実装に向けた2030年までの到達点と、毎年の進行管理について。

SDGsは誰一人取り残さないことを掲げる以上、課題を並べるだけでなく、優先順位を定め、取り残されやすい課題、層に重点配分していく視点が必要です。本市として2030年から逆算した今後4年の到達点と、年度ごとの進め方をどのように考えているのか。あわせて、毎年の実施計画の見直しの中で、重点化、見直し、改善をどのように進めていくのか、企画財政課長にお尋ねいたします。

○議長（古川雅一） 宇留野企画財政課長。

○企画財政課長（宇留野公男） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、SDGsを踏まえた2030年逆算の優先順位と現在地についてでございますが、山口市では令和6年度から令和9年度までを前期、令和10年度から令和13年度までを後期とした第3次山口市総合計画を策定し、SDGsの理念の下、前期計画では26の施策を重点課題として位置づけ、行政運営を実施しております。

その中、第3次計画の初年度である令和6年度の実績については、6つに分けた分野のうち、環境分野、行財政分野、健康福祉分野は未達成の項目割合が25%未満と順調に

遂行されている一方、生活基盤分野では35%、産業分野では33%、子育て・教育・文化分野では32%が未達成の項目割合となっているところでございます。

特に、生活基盤分野では未着手のものが幾つかあり、その理由としましては、関係機関との調整に時間を要しているものや、国や県からの補助金の確保ができていないもの、また、事業執行が計画期間の後半に行われるものなどが理由と考えております。

御質問の2点目、SDGsの実装に向けた2030年までの到達点と毎年の進行管理についてでございますが、前期計画で掲げた26の施策が重点的な取組であり、前期計画が終了する令和9年度に目標達成ができるよう行政運営を進めてまいります。

なお、当計画の進捗につきましては、毎年度、山県市総合計画審議会及び山県市まち・ひと・しごと創生会議にて進捗状況をお諮りしており、会議では前年度の実績と当年度の取組について、また、目標に向けた事業の進め方についても審議し、御意見をいただいているところでございます。

そのような中、毎年見直しして進めることも大変重要だと考えておりますが、当計画が実施されて2年目であることから、現在はまず重点課題として掲げた施策についてどのように目標達成していくかを検討しながら、進めてまいりたいと考えております。

特に、先ほど御説明いたしました未着手、未達成など、計画が遅れている項目が多い生活基盤分野や、産業分野、子育て・教育・文化分野の事業については、特に注視しつつ、順調に推移しております分野のさらなる進展に努めてまいります。

また、2030年から逆算した今後4年間の進め方につきましては、令和10年度から始まる後期計画と重なる部分でもあることから、前期計画の実績を勘案し、後期計画でもSDGsの理念に配慮しながら、前期計画で掲げた重点課題の見直しや改善、新たな課題についても検討し、後期計画を策定してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 寺町祥江議員。

○7番（寺町祥江） 再質問を行います。

ただいまの御答弁で前期計画における重点課題として26施策を位置づけていること、また、令和6年度実績として分野別の未達成割合、そして未達、未着手の主な理由として関係機関との調整、国県補助の確保、事業執行が計画期間の後期になることなどが示されました。現状把握として理解をいたしました。

一方、今回の質問は、SDGsを理念で終わらせず、行政運営の中に実装し、2030年まで残り4年で加速させるための質問としております。さきに申し上げましたとおり、SDGsは17の目標、169のターゲットで構成され、そのうち約65%が地方自治体の役割

や業務に関係するとも指摘されています。停滞が目立つSDGsを前進させるには、地域自治体の取組が欠かせません。

また、国連経済社会局主催の2025国際首長フォーラムについては、地方自治体のSDGs施策を強化するため、先進事例の共有や都市間連携を図ることを目的に、39か国68都市から289名が参加されたとする報道もありました。こうした国際的な動きは、SDGsが理念ではなく自治体運営の中で実装し、成果として前進させることが求められていることの表れだと受け止めています。

さらに国の方針として、内閣府はSDGsの理念に取り組むことで政策全体の最適化と地域課題解決の加速化が期待できるとして、SDGsを原動力とした地方創生、いわゆる地方創生SDGsを推進してきました。官民連携のプラットフォームや、SDGs未来都市、金融の取組なども掲げられています。

山口市でも行政の取組に加え、企業、事業者による活動やイベント、学校教育の現場、議会と職員のワークショップなど、地域の様々な場面で取組が重ねられてきました。

だからこそ、それらが点で終わらず、総合計画の進捗やSDGsの成果としてきちんと拾われ、つながり、反映され、市民に伝わる形になることが重要であると考えます。

以上を踏まえ、再質問をいたします。

1点目です。

未達の理由として、調整、補助金、後半執行が示されました。理由の説明を理解したところでお伺いをいたします。

2030年までの残り4年で加速するために、未達の理由となっている調整、補助金、後半執行といった構造的な要因について、後期計画に向けて原因別の改善策として整理し、運用に組み込んでいくお考えはありますか。例えば、調整に時間を要する事業については見通しや節目を明確にする、補助金が鍵の事業については見込みと代替案を持つなどといった考え方を、後期計画に向けた進行管理の仕組みに反映できないか、見解をお伺いします。

2点目です。

できないことを求めるのではなく、残り4年で現実的に進められる形で、着地点として市民に分かる姿をつくるという趣旨でお伺いをいたします。

市民にとって重要な一つは、山口市がSDGsのどの部分に重点的に取り組み、2030年に向けてどんな変化を生み出したかが分かることだと考えます。

分野別の未達割合は示されましたが、公表される審議会資料は、市民の皆様からすると具体的に何がどの程度進んでいるのかが大変見にくいと感じます。

そこで伺います。本市として審議会資料や進行管理資料に基づき、2030年に向けて重点として取り組むテーマを整理し、各テーマについて目標、現状、次の一手を市民に向け分かりやすく公表していくお考えはありますか。単発の広報特集などにとどまらず、市民の皆さんが、山口市がSDGsのどこに重点を置き、2030年に向けてどんな変化を目指しているのかを理解できる形にしていく考えについて、見解をお伺いし、私の質問を終わります。企画財政課長にお尋ねをいたします。

○議長（古川雅一） 宇留野企画財政課長。

○企画財政課長（宇留野公男） 再質問にお答えいたします。

御質問の1点目、後期基本計画に向けて未達の原因別の改善策を整理し、運用に組み込んでいく考えはあるかについてでございますが、先ほども答弁させていただきましたように、まずは目標達成できるよう、事業を進めてまいりたいと考えております。

その中、毎年度開催される審議会では計画内容や進捗状況について審議されておりますので、議員が御質問されました後期計画に向けた進行管理の仕組みへの反映についても、審議、議論されるものと考えております。

御質問の2点目、2030年に向けて重点として取り組むテーマを整理し、各テーマについて市民向けに分かりやすく公表していく考えはあるかについてでございますが、今後、前期基本計画がどれだけ目標達成できたのか、その結果を踏まえ、後期基本計画ではどのような方向性を目指すのか、市民の皆様には丁寧で分かりやすく御理解いただけるよう発信してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で、寺町祥江議員の一般質問を終わります。

通告順位5番 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

日本共産党の吉田昌樹です。よろしくお願いいたします。

山口市における介護保険事業について、理事兼健康介護課長に伺います。

第9期山口市高齢者福祉計画（令和6年度から令和8年度までの3年間）の中で、第3章、基本理念と基本計画、3、基本計画。

施策の方向性1、介護人材の確保。

介護関連施設等の職種の有効求人倍率は依然として全職業平均を大きく……。

○議長（古川雅一） 傍聴者の方、私語をお慎みください。次、退場ですよ。

続けてください。

○3番（吉田昌樹） 大きく上回る水準で推移しており、人材確保はさらに厳しくなるこ

とが予測されます。その中で、介護職員の働きやすい職業づくりに目を向け、国の方針に基づいた文書の負担軽減を図るとともに、介護ロボットやＩＣＴ導入等の取組を支援し、介護職員の業務効率化を推進します。

委員意見。介護サービスの運営の観点からいえば、介護人材の確保が一番の課題。

居宅介護支援事業所意見。ヘルパーの成り手不足が深刻。

地域包括支援センター意見。訪問介護員の高齢化の問題がある。人材の養成が必要。

介護の担い手の育成。

若い世代の福祉分野や介護分野への興味、関心を高めるため、教育委員会と連携し、市内の小中学生を対象とした職場体験や施設見学の実施など、学校と高齢者施設の交流を促進し、福祉教育の充実に取り組みます。

職場復帰の支援。

潜在介護士に向けて、福祉・介護の養成校、ハローワーク、県福祉人材総合対策センター等の実施する復職支援研修等を周知します。

施策の方向性２、サービス事業者の運営支援。

介護保険制度に対する理解が深まるにつれ、介護サービスの質の向上への期待は一層大きくなっています。良質な介護サービスを提供するためには、サービス提供の主体となる事業者の取組に対し支援を行うことも必要です。

専門性の向上やネットワーク構築のための研修の開催。

介護保険事業者連絡協議会等の団体と連携し、介護保険制度改正等への対応や知識及び技術の習得、向上を目的とした研修会を開催します。

介護サービス事業者の業務の効率化。

介護事業者のロボット、センサー、ＩＣＴ等の環境整備を進め、介護の質を維持、向上させる取組を推進していきます。

一方、進んだ介護人材の確保とその基盤整備を行っている飛騨市では、飛騨市第９期介護保険事業計画・地域包括ケア計画（令和６年度から令和８年度までの３年間）の中で、第４章、基本理念と基本計画、３、基本計画の基本目標Ⅲ、安心を確保する医療福祉基盤の整備。

施策の方向性１、介護人材の確保とその基盤整備、（１）介護離職ゼロの実現に向けたサービス基盤の充実。

介護離職ゼロの実現には現状のサービス基盤の維持が不可欠です。介護サービス事業所の介護人材も高齢化しており、その人材を減らさない取組を平成２８年から模索しています。

取組内容。U・Iターン者の確保や、専門職員就職準備貸付金など若手介護人材育成による外部人材の確保策を拡充する必要があります。また、外国人介護人材の登用は神岡地区で実績を上げながら成果とノウハウを蓄積し、古川地区への普及に努めます。

生産性向上が期待されるシステムや機器等の導入促進を図ることで、事業所における事務の効率化や職員の負担軽減等を促します。

患者（利用者）やその家族側から、医療、介護従事者に対する感謝の思いを伝える機会を設けることで、共感を広め、従事者の誇りやモチベーションの向上を図ります。

社会福祉連携推進法人への関与により、参画法人の強みを持ち寄った一体的な人材募集、育成の推進を図ります。

（２）外国人介護人材の活躍の場の提供体制強化。

様々な施策を活用し介護人材を確保していくものの、高齢化し、介護職も退職者が多く、横ばいの状況が続き、職員数増加に転じられずにいました。その中で、外国人介護人材の受入れは介護人材の人手不足を解消するために重要な手段であります。

取組内容。高齢化が進み施設サービス提供率の高い神岡町において、外国人の受入れにより安定した介護現場の創出を行うことに尽力していきます。また、その他の地区でも、外国人労働者の受入れができるようノウハウを共有します。

具体的には、個人向け補助制度として33事業、内訳は、市外からの人材確保として7事業、地域からの人材確保として6事業、資格取得支援として8事業、学びの環境支援として2事業、特別対策として6事業、介護支援専門員の確保として3事業、在宅療養体制の整備として1事業を実施しています。

事業所向け補助制度として33事業、内訳は、介護事業所の特色ある人材確保支援として12事業、市外からの人材確保として6事業、資格取得支援として1事業、学びの環境支援として3事業、特別対策として1事業、介護支援専門員の確保として5事業、在宅療養体制の整備として5事業を実施しています。

理事兼健康介護課長に伺います。

1、第9期山県市高齢者福祉計画の現状と評価について伺います。

2、山県市の介護現場の介護職の充足率、年齢構成について伺います。

3、第10期山県市高齢者福祉計画の策定に当たって、山県市の独自の人材確保や介護サービス事業所への補助制度の創設について伺います。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、第9期山県市高齢者福祉計画の現状と評価についてですが、第9期

計画（令和6年度から8年度）は、現在2年目が終了しようとしている段階ですが、おおむね計画どおりに進捗していると評価しております。

具体的には、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続ける、地域包括ケアシステムの深化を重点に掲げ、実施してまいりました。特に、在宅医療と介護の連携強化及び認知症施策の推進については、多職種連携会議の定期開催や、年齢問わず認知症サポーター養成講座等を通じて、着実にネットワークが広がっていると思っております。

また、介護予防事業への参加率も維持されており、健康寿命の延伸に寄与している一方、独居高齢者の増加に伴う社会的孤立への対応が今後の継続的な課題であると認識しております。

御質問の2点目、山県市の介護現場の介護職の充足率、年齢構成についてですが、山県市の介護現場における人材状況は全国的な傾向と同様、厳しい状況となっています。事業を運営していく上での人員基準はクリアしていながらも、多くの施設で不足、またはやや不足と感じており、特に訪問介護員（ホームヘルパー）は高齢化が進み、人材不足が顕著です。有効求人倍率も高水準で推移しており、必要なサービスを維持するための定員確保に苦慮している実態となっております。

また、現場を支える職員の年齢構成は40代、50代が中心となっており、若手の入職が少ない一方で、ベテラン層の高齢化が進んでいます。数年後には大量退職期を迎える可能性もあり、次世代への技術継承と担い手確保が急務であると分析しております。

御質問の3点目、第10期計画に向けた独自の人材確保、補助制度の創設についてですが、物価高騰や賃金上昇が続く中、介護報酬のみでは補いきれない人材確保のコストや、事業所の経営努力を支援する仕組みの重要性は十分に認識しております。

しかしながら、新たな公費投入や補助制度の創設に当たっては、国や県による処遇改善施策の動向との整合性を図る必要があるほか、その財源が将来の介護保険料に与える影響など、市民負担の観点からも慎重な判断が求められます。

そのため、現時点での即時での創設は困難ですが、令和9年度からスタートする第10期山県市高齢者福祉計画の策定プロセスにおいて、各種調査の結果を精査し、山県市の実情に即した実効性のある人材確保策や支援の在り方について、幅広く検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 理事兼健康介護課長に再質問いたします。

先ほどの答弁の中で、山県市の介護現場における人材状況は厳しい状況となっている

こと、特に訪問介護員（ホームヘルパー）は高齢化が進み、若手層の入職が少ない一方で、ベテラン層の高齢化が進んで、数年後には大量退職期を迎える可能性もあり、次世代への技術継承と担い手確保が急務であること、国や県による処遇改善施策の動向との整合性を図り、介護保険料に与える影響など市民負担の観点からも慎重な判断が求められること、現時点での即時の創設は困難ですが、山県市の実情に即した実効性のある人材確保策や支援の在り方について幅広く検討されるとのことでした。

先ほど御紹介した飛騨市では、介護職員向けの助成事業が1つ、介護福祉士向けの補助事業17のうち資格なしの方向けへの補助事業が7つあります。

介護職員向けの1事業は、地域からの人材確保として、1、子育て世代介護職員就職奨励金事業。目的、子育て世代の介護職員がより活発に働けるよう、市内の介護事業所等に介護職員として新たに採用された方に奨励金を支給することで、持続可能なサービス提供体制の維持を図ります。対象者、中学校終了までの児童を養育している方で、市内の介護事業所等に介護職員として新たに採用され、勤務開始から3か月を経過し、かつ申請時において今後1年以上継続して就労する意思を有している方。補助内容、社会保険適用者5万円、雇用保険適用者3万円、その他1万円。

資格なしの方向けの7事業は、市外からの人材確保として、1、医療介護等専門職員U・Iターン就職奨励金事業。目的、市外の学校等で学び医療・介護等専門職員となった市出身者の帰郷または市外の医療介護等専門職員の移住による市内就業を推進し、新しい人材の確保推進を図ります。対象者、国家資格取得者（見込み含む）で、市内または高山市内及び富山市内に居住し、市内の医療・介護機関等を運営する法人に正規の医療・介護等専門職員として勤務する方、または、国家資格を取得して10年以上の実務経験を有し、2年以内に正規職員として雇用が認められる方。補助内容、市内居住者は10万円、高山市または富山市居住は5万円。

地域からの人材確保として、1、シニア介護職就職奨励金事業。目的、シニア世代の働くことによる介護予防を啓発するとともに、人材が不足する介護事業所での就労を推進するため、シニア世代の方が介護事業所に常用介護職として雇用された場合に奨励金を交付することで、シニア世代の介護職の就労促進や介護人材の掘り起こしを図ります。対象者、60歳となった日以降に市内の介護事業所等に常用介護職として新たに採用された方で、申請時に勤務成績が優秀と雇用者が認め、その後1年以上継続して就労する意思を示している75歳未満の方。補助内容、社会保険適用者5万円、雇用保険適用者3万円。

資格取得支援として、1、介護職員初任者研修受講料支援事業。目的、介護職員とし

ての勤務経験がない方で、民間事業者が実施する介護職員初任者研修を修了してから、市内の介護事業所等またはサービス付高齢者住宅に勤務する方に対し、受講料の一部を補助することで、介護人材の掘り起こしを図ります。対象者、市内在住者で、介護職員初任者研修修了後12か月以内に市内の介護事業所及びサ高住での勤務が決定した方。補助内容、補助対象経費、介護職員初任者研修受講費用。補助率、対象経費の2分の1、補助限度額上限5万5,000円。

2、介護福祉士実務者研修費用支援事業。目的、市内に在住し、介護事業所等に勤務していない方が介護福祉士実務者研修を終了した場合に、当該受講費用の一部を助成することで、地域の介護職員の専門性の向上及び介護職の育成推進を図ります。対象者、市内在住の方で、当該研修中、医療・介護機関等に勤務していない方。補助内容、実務者研修実施事業者に対する受講費用、上限7万円。

3、ひとり親家庭介護資格取得支援事業として3つの支援、介護福祉士実務者研修資格取得支援、介護職員初任者研修資格取得支援、求職者訓練等による介護職員初任者研修資格取得支援があり、目的、ひとり親家庭の親による介護の資格取得がしやすい環境づくりを推進し、専門介護職としての安定した職の確保機会を増進するため、介護の資格取得期間における経済的負担を軽減し、ひとり親家庭の自立支援と介護人材の確保推進を図ります。

それぞれ、介護福祉士実務者研修資格取得支援の補助内容、勤務時間の軽減により、給与または賃金が減額された場合の当該減額分を対象経費とし、介護福祉士実務者研修の学習期間中、月額2万円を上限に最長6か月。

介護職員初任者研修資格取得支援の補助内容として、託児所等の経費や減額となった給与等のスクーリング日数分、スクーリング日ごとに日額8,000円が上限。

求職者訓練等による介護職員初任者研修資格取得支援の補助内容として、月額5万円が上限（借り入れた月数を乗じた額）。

理事兼健康介護課長に伺います。

介護職場の人材確保問題を考えると、一番の問題点は職員の処遇が悪過ぎるといった問題があります。しかしながら、飛騨市のように、飛騨市第9期介護保険事業計画・地域包括ケア計画に基づき、独自の補助制度を実施している自治体があります。これらの例も参考にして、令和9年度からスタートする第10期山県市高齢者福祉計画の策定プロセスにおいて、山県市の実情に即した実効性のある人材確保策や支援の在り方について、先ほど取り上げた飛騨市の具体的施策を踏まえて、改めて伺います。

○議長（古川雅一） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

御質問の飛騨市の具体的施策を踏まえて、山口市の実情に即した実効性のある人材確保策や支援の在り方についてですが、議員御発言の飛騨市の事例につきましては、介護人材の確保に取り組む事例として、私どもも認識しているところでございます。

山口市におきましても、人材確保が喫緊の課題であるとの認識の下、現在、山口市福祉を担う人づくり推進助成事業を実施しております。この事業は、介護福祉士やケアマネジャーをはじめ、計19種類もの幅広い福祉専門職を対象に、新規に資格を取得した費用の一部を補助金として交付できる体制を整えております。このように職種を限定せず多角的に支援できる仕組みを既に有している点は、山口市の大きな強みであると自負しております。

今後の第10期高齢者福祉計画の策定プロセスにおきましては、既存の広範な補助金制度が、現場で働く方々や、これから福祉の道を志す方々に確実に認知されるよう周知していくとともに、福祉現場で働くことのやりがいやすばらしさを市民の皆様にも広くお伝えしたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 暫時休憩いたします。

議場の時計で13時より再開いたします。

午後 0 時08分休憩

午後 1 時00分再開

○副議長（寺町祥江） 議長が不在となっておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私、副議長が議長の職務を行います。円滑な議事運営に御協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

吉田昌樹議員。

○3 番（吉田昌樹） 不登校児童生徒への支援について、学校教育課長に伺います。

小中学生の不登校はこの10年で3倍に急増し、35万人を超えています。行き渋りや不登校で悩んでいる子供や親への温かい支援と、子供が通いたくなるような学校への改革が必要です。

不登校を、子供の怠けや弱さ、親の甘やかしと捉えるのは誤りです。子供たちは学校や社会の中で傷ついており、休むことが絶対的に必要です。学習支援が中心の不登校対

策ではなく、休息と回復の保障を中心に据えることが大切です。

また、子供たちが安心して休息するには、親への支援を手厚くする必要があります。不登校離職による減収などに対する支援、情報提供と相談体制の拡充、学校への出欠連絡などの負担の軽減、フリースクール費用や交通費の支援、不登校休業制度の拡充、親同士のつながり支援が必要です。

支援の中で、不登校生徒・児童の健康管理について、特に重要な支援の一つと考えています。見つかるはずの病気が見すごされ、一生に影響が出てしまった人もいます。

小中学校の健康診断では、通常、身長や体重のほか、栄養状態や口の中の病気、心臓疾患、骨格の発達などを検査し、異常が見つかった場合は医療機関の受診を勧めます。

不登校の間、検査を受けることができなかった方が、「学習は後から幾らでも取り戻せると考えていますが、やっぱり健康は取り戻せない。歯の神経を取ったり背骨が曲がったりっていうのは元に戻せない。不登校児の健康の問題は重大な問題だと思うが、今まで見過ごされてきました。すごく深刻だと思います」と話しています。

保護者からは、「不登校でも子供に健康診断を受けさせたい。学校の健康診断は医師が決まった日時に学校を訪れ、集団で行うのがほとんどです。心身の不調やいじめなど、様々な理由で不登校になった子供たちにとって、健康診断のために学校に行くのはハードルが高い」との声が上がっています。

中には、複数の医療機関を回って健康診断を受けさせている人もいます。しかし、健康診断は医療保険の対象外で費用や時間の負担が大きくなります。

大阪府吹田市は、小中学生が学校外で健康診断を受ける際、費用を補助する仕組みをつくりました。医師会の協力があり、内科、耳鼻科、眼科、歯科のうち、歯科以外の検診は学校医となっている内科の医療機関でまとめて受けられます。歯科も含めて保護者の費用負担はありません。自分の学区の学校医でなくてもいいため、友達と会うことが怖い子供などは、少し離れた医療機関に行くこともできます。7月から9月末の期間内であれば、予約する日時も自由です。子供の健康管理は社会が保障するものと考え、このように学校外で実施している自治体もあります。

子供の健康管理は社会が保障するものです。乳幼児健診は市町村が実施しています。児童・生徒は学校健診、大人は職場健診、特定健診、がん検診で健康状態を確認し、早期発見、早期治療に結びつけています。

ところが、不登校児童・生徒はその機会が保障されていません。不登校児童・生徒は精神的なストレスを抱えることが多く、活動性が低下し、運動不足、肥満リスクがあり、健康状態を把握する必要性が高いと指摘されています。大切な成長期にこそ実施すべき

健診を、学校へ行けない子供がいるという前提で、誰もが受けられる、受けやすい制度と体制をつくる必要があります。

学校教育課長に伺います。

1、それぞれの不登校児童・生徒の不登校期間中の各種定期健診の実施方法及び受診状況について伺います。

2、学校外での健康診断の実施と費用負担の支援について伺います。

3、フリースクール費用や給食費、交通費の支援について伺います。

○副議長（寺町祥江） 鷲見学校教育課長。

○学校教育課長（鷲見 亮） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、不登校の児童・生徒の定期健診の実施方法及び受診状況と、2点目の学校外での健康診断の実施と費用負担の支援については、併せてお答えいたします。

不登校の児童・生徒で、全ての定期健診を受診できていない児童・生徒は、全児童・生徒の0.45%、一部受診できていない児童・生徒は、全児童・生徒の1.5%です。これらの児童・生徒に対して、学校の養護教諭が検査できる体重や身長、視力等の項目については、児童・生徒が登校できるときに検診が受けられるよう学校で配慮しています。今後は、こどもサポートセンターでも受診の対応ができるか、検討していきます。

また、学校医による健康診断が受けられなかった児童・生徒については、学校医が開業している医院での検診を各家庭にお願いをしております。なお、その場合の検診費用は、市の費用で支払われております。

御質問の3つ目、フリースクール費用や給食費、交通費の支援についてですが、不登校の児童・生徒の居場所であり、学習できる場として、市内全小中学生が通えるこどもサポートセンターを設置していますが、児童・生徒の適応等の状況により、フリースクールを学校外の学びの場とすることも認めています。

なお、フリースクールに関わる費用についてですが、市内に住民票を有する児童・生徒の給食費については、在籍校での出席状況やフリースクールへの参加の状況を踏まえて、現在、支援できるように検討しているところであります。

それ以外の費用については、国や他の自治体の情報等を収集しながら、今後も研究をまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（寺町祥江） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 学校教育課長に再質問いたします。

先ほどの答弁の中で、山口市では学校医による健康診断が受けられなかった児童・生

徒については、学校医が開業している医院での検診を各家庭にお願いしており、費用は無料で、山口市が負担しているとのことでした。

また、不登校の児童・生徒で定期健診を受診できない児童・生徒に対して、学校の養護教諭が検査できる体重や身長、視力等の項目については、児童・生徒が登校できるときに検診が受けられるように各校で配慮されていること、さらに今後はこどもサポートセンターでも受診の対応ができるように検討していくとのことでした。

家から出ること自体が困難で、医療機関に行くことが大きな負担となる子供もいます。こうした子供に対して無理をさせることなく、どう健康を管理していくかが大きな課題で、きめ細やかで丁寧な対応が必要です。

学校教育課長に伺います。

山口市内の全小中学生1,545人のうち、定期健診で受診できていない児童・生徒は、全児童・生徒の中の0.45%、一部受診している児童・生徒は、全児童・生徒の1.5%ということでした。学校教育法及び学校保健安全法の規定に基づく定期健康診断を、山口市の小学校、中学校に在籍している全ての児童・生徒に実施するために、今後、さらに必要な施策について伺います。

○副議長（寺町祥江） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、学校の健康診断は、学校保健安全法で每学期定期に児童・生徒等の健康診断を行わなければならないと規定されており、全ての児童・生徒が受診できるよう努めています。しかし、不登校児童・生徒の様態は様々であり、健康診断の確実な実施については保護者の理解や協力が必要です。引き続き丁寧に対応してまいります。

なお、令和8年3月10日付文書、学校健康診断の確実な実施についてにおいて、健康診断を受けられていない児童・生徒の各家庭に向けて、学校医が開業している医院での検診を粘り強くお願いしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（寺町祥江） 吉田昌樹議員。

○3番（吉田昌樹） 次の質問に移ります。

○OTC類似薬を保険適用から外して患者負担にすることについて、市長に伺います。

医療機関を受診して、解熱鎮痛剤のロキソニンや、抗アレルギー薬のアレグラなどを処方された場合に、薬剤費の一部を保険から外し、患者に負担増を押しつける改定が特別国会で審議されています。改定案では、薬剤費の4分の1を保険給付から外して全額患者負担とし、残りの4分の3だけを保険適用とします。現役世代（70歳未満）の場合、

薬剤費の3割だった自己負担が、実質的に5割になります。

もともとロキソニンなどの医療用医薬品は、副作用や飲み合わせの安全性の考慮などから、医師の診察を受け、処方箋をもらって入手するものでしたが、規制が緩和され、市販薬（OTC薬）としても売られるようになりました。

厚労省はセルフメディケーション（自分で手当する）などの名目で、医療用医薬品の市販薬化を進め、今後も拡大する方針です。狙いは医療給付費の削減です。軽い病気やけがは医者にかからず、同じ効能の市販薬で治すという方向です。日本医師会は、重い病気の見逃しや副作用を懸念しています。

今回の狙いは、医者が必要と判断して処方する薬を、市販薬があるという理由で部分的に保険から外し、負担を課すものです。市販薬があるのに、それを買わずに医者にかかるなら、薬代を余分に負担せよということで、医者にかかることにペナルティーを科すものと言えます。何の合理性もなく、ただただ国民に負担を押しつけるものです。

来年3月から、まず77成分（約1,100品目）を対象にするとします。しかし、昨年末の財務省と厚労省の大臣合意では、対象薬剤を（市販薬のある）医療用医薬品の相当部分に広げることを目指すとしており、多くの薬に保険が利かない部分を持ち込もうとしています。

重大なのは、これが必要かつ適切な医療は基本的に保険診療により確保するという医療保険の大原則に穴を空けるものだということです。低価値医療、無価値医療の名で、軽い病気なら医者に行くな、医者にかかるなら別途保険外の負担を求めるとして、薬代にとどまらず検査や診療に持ち込まれ、医療保険に大穴を空ける突破口になるおそれがあります。必要な医療は保険で給付するという国民皆保険の理念を揺るがしてはなりません。

昨年12月25日に開催された厚労省の第209回社会保障審議会、第9回高額療養費制度の在り方に関する専門委員会では、OTC類似薬の保険適用の見直しについて、1、医療機関における必要な受診を確保した上でどのような保険給付の見直しが考えられるか、2、見直しに当たってどのような患者について配慮が必要か、3、OTC類似薬の範囲について、議論を行いました。

OTC類似薬の保険給付の見直しに当たって、特別の料金を徴収しないよう配慮すべき者について、医療費助成制度が広く行われている子供、医療費に着目して公的な支援を受けている方、長期にOTC類似薬の利用を必要とする方、入院患者等を提示して議論を行い、特別の料金を徴収しない方向で検討を進めるべき対象として、子供、がん患者や難病患者など配慮が必要な慢性疾患を抱えている方、入院患者や処置等の一環でO

T C 類似薬の処方が必要な方、医師が対象医薬品の長期使用等が医療上必要と考える方としました。

市長に伺います。

1、特別の料金を徴収しないよう配慮すべき者から子供が除外されると、山県市内の18歳以下の子供にも薬剤費の自己負担が発生し、保護者の負担が増大し、受診控えや症状の悪化が心配されます。配慮すべき者から子供が除外されないよう、子供の医療費の無償化を実施している山県市として、国に対して要望等をしていただきたいと考えますが、山県市としての見解を伺います。

2、特別の料金を徴収しないよう配慮すべき者から子供が除外された場合は、山県市子ども等医療費助成制度の対象にO T C 類似薬の自己負担分も含めることが必要と考えますが、山県市の見解を伺います。

○副議長（寺町祥江） 林市長。

○市長（林 宏優） 御質問にお答えをいたします。

御質問の1点目の国に対しての要望等についてでございますが、国では市販薬と同じ成分の処方薬でありますO T C 類似薬への新たな自己負担導入を検討されていますが、子供やその他配慮対象者に対して、当然、配慮がされるものと期待しているところでもございます。

そうしたことから、議員御提案の国に対する要望等につきましては、国において、配慮対策者への取扱いについて、現在、審議されているものでございまして、今後の情勢などの動向を注視しながら考えていきたいと思っております。

また、2点目の特別料金の徴収から子供が除外された場合の見解でございますが、先ほど申し上げましたとおり、配慮がされるものと期待しておりますが、まだ決定されているものではありませんので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○3番（吉田昌樹） 終わります。

○副議長（寺町祥江） 以上で、吉田昌樹議員の一般質問を終わります。

通告順位6番 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

私からは、災害時における医療連携体制の構築について、理事兼健康介護課長へ質問させていただきます。

近年、全国各地において地震や豪雨などの自然災害が頻発、激甚化しており、南海ト

ラフ地震をはじめとする大規模災害の発生についても、現実的な脅威として捉える必要があります。

このような災害リスクを現実のものとして捉える中で、私自身、薬剤師として能登半島地震における災害派遣を経験し、災害時には医療ニーズが非常に高く、医療体制の確保が被災対応における重要な鍵を握るものであると認識いたしました。

こうした大規模災害が発生した場合には、住宅やインフラへの被害に加え、医療機関の被災や人員不足などにより、地域の医療提供体制そのものが大きな影響を受けることが想定されます。

本市においても、災害時に市民の命と健康を守るためには、発災直後から医療体制を維持できるかが極めて重要であります。

そのため、市内外の関係機関との緊密な連携が不可欠であると考えます。

また、大規模災害が発生した場合には、行政機関や医療機関を含め、本市そのものが被災者となり、特に発災後の急性期においては、市単独での対応には限界が生じる可能性もあります。

これまで本市では、災害時に備え、医療や物資の確保などについて、関係機関と各種協定を締結し、体制整備を進めてきたものと認識しております。

一方で、これらの協定を、いざというときに実際の行動につながるものとするためには、発災時の連携体制や対応の進め方について、平時から明確に整理しておく必要があると考えます。

以上を踏まえ、本市の災害医療体制の実効性を確認する観点から、2点質問させていただきます。

1点目、災害時において、本市では、市内医療機関や関係機関との連携の下、災害医療体制をどのように構築し、実際の対応につなげていく考えなのかお尋ねします。

2点目、医療資源の確保に関する各種協定が、災害時に実効性を持って機能することの重要性について、本市はどのように認識されているのかお尋ねします。

○副議長（寺町祥江） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、災害医療体制をどのように構築し、対応していく考えなのかについてですが、山県市にとって災害時における市民の生命と安全の確保は最優先事項であると認識しております。

現在、具体的な医療体制の構築の前提として、近年の訓練では、市内の公共施設に仮設の救護所を設営し、医師によるトリアージや救護所からの救急車による緊急搬送、中

核病院である岐北厚生病院での重症患者や中等症患者の処置や収容などの連携訓練を実施したり、岐阜保健所の指導の下、災害時に乱雑に入ってくる情報、報告事項などを、発生した時系列順に沿って記録、整理するクロノロジー訓練などを実施してまいりました。

今後においても、大規模災害の発生に備え、山県医師会を中心に山県市内の医療機関と連携した医療救護体制の構築に努めております。

御質問の２点目、医療資源の確保に関する各種協定について、発災時に実効性を確保することの重要性をどのように認識しているかについてですが、議員御指摘のとおり、大規模災害時に市民の生命を守り抜くために、医療機関や関係団体との連携が不可欠です。

山県市では、現在締結している各種協定を単なる形式的な合意にとどめるのではなく、発災時に瞬時に機能する生きた協定として運営することこそが最重要であると強く認識しております。この実効性を担保するため重要と考えていることは、顔の見える関係の深化です。平時より山県医師会、山県市歯科医師会、山県市薬剤師会をはじめとする各団体と密な情報共有を図っており、有事の際、混乱した現場を動かすのは、最終的には組織間の信頼関係であり、この強固なネットワークが迅速な救護所設置や医療従事者の参集を支える基盤となると考えております。

今後においても災害医療体制の実効性を高めるために、医療機関との連携をより密接にし、いかなる事態においても迅速かつ的確に対応できる体制を強化してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（寺町祥江） 河合雅俊議員。

○１番（河合雅俊） ただいまの御答弁により、本市においては市内医療機関や関係団体との連携の下、救護所の設営訓練や情報整理訓練など、災害医療の体制の実効性を高める取組が進められていることは理解いたしました。

しかしながら、大規模災害時には本市そのものが被災当事者となる可能性があり、市内の体制だけでは対応が十分に完結できない局面も想定されます。そうした状況下においては、県や保健所、あるいは災害拠点病院など、より広域的な連携体制の在り方が極めて重要ではないかと考えます。

加えて、先ほどの御答弁の中にもありましたが、医師会や歯科医師会をはじめとする関係団体と平時から密に連携を図っているとの御説明がありましたが、災害時の医療、救護に関する協定につきましては、山県医師会との協定が平成16年、歯科医師会との協

定が平成19年に締結されたものであり、一定の年月が経過しております。

これまでの間、東日本大震災や熊本地震、さらには近年の能登半島地震など、我が国では多くの大規模災害が発生しており、災害医療を取り巻く環境は協定締結当時と比べて大きく変化しているものではないかと思います。

以上のことを踏まえて、理事兼健康介護課長へ、2点、再質問させていただきます。

1点目、本市が被災当事者となる可能性も踏まえ、県や岐阜保健所などとの広域的な連携体制が、現時点でどのような体制として構築されているのかお尋ねします。

2点目、医療資源の確保に関する各種協定が、災害時に実効性を持って機能するよう必要に応じた見直しなどを行うお考えがあるのか、本市の見解をお尋ねします。

○副議長（寺町祥江） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再質問にお答えします。

再質問の1点目、山口市が被災当事者となる可能性も踏まえ、県や岐阜保健所などとの広域的な連携体制が現時点でどのような体制として構築されているのかについてですが、県の地域防災計画において、災害時には岐阜保健所内に設置される県災害対策支部保健班が中心となり、広域的な調整を行う体制が確立されております。

具体的には、市内で対応困難な重症患者が発生した場合や、市内の医療機能が被災によって麻痺した場合は、県や保健所を通じて、岐阜医療圏内の災害拠点病院への搬送やDMAT（災害派遣医療チーム）の派遣を要請するスキームとなっております。

再質問の2点目、必要に応じて協定内容の見直しを行っていくことについてどのように考えているのかについてですが、議員御指摘のとおり、協定は締結で完了ではなく、実効性を維持し続けることが肝要であると考えております。

山口市といたしましては、様々な防災訓練等を通じて、協定に基づいた動きが円滑に機能するかを検証し、課題が生じた場合には速やかに見直しを検討してまいります。

また、昨今の他地域での大規模災害の教訓を踏まえ、必要に応じて関係機関である山県医師会や岐阜北厚生病院とも協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○副議長（寺町祥江） 河合雅俊議員。

○1番（河合雅俊） ただいまの御答弁により、災害時には岐阜保健所内に設置される県災害対策支部保健班が中心となり、岐阜医療圏内の災害拠点病院などと連携しながら、広域的な医療調整を行う体制が整っている点に関して、また、災害協定の見直しに関して理解いたしました。

その上で、実際の発災直後における医薬品のニーズへの対応を想定し、1点、確認さ

せていただきたいと思います。

発災直後の超急性期においては、広域的な災害医療体制が本格的に機能するまでの間、市内の救護所が限られた人員や医療資源の下で対応を迫られることが想定されます。

また、先ほど御答弁にもありましたけれども、災害派遣医療チームにつきましては、発災後、おおむね72時間程度の超急性期に活動を担う医療チームであることから、携行する医薬品は救命救急用の必要最低限のものに限られるチームだと認識しております。そのため、後続の医療チームによる支援体制が本格的に機能するまでの間は、外部からの医薬品の供給が十分に行き届かない状況も想定されます。

こうした医療支援体制が段階的に整っていく過程を踏まえますと、特に発災直後の超急性期を見据えて、平時から地域として一定の医薬品の備蓄を行っていくことが重要ではないかと考えます。その際には、市内の医療機関や薬局、あるいは中核病院である岐北厚生病院との間で医薬品の備蓄に関する情報をしっかりと共有するとともに、行政としても一定の状況把握を行っておくことも必要ではないかと考えます。

以上を踏まえ、最後に、発災直後の超急性期を見据えた医薬品の確保の体制について、現時点での御見解を理事兼健康介護課長へお尋ねし、私の質問を終わります。

○副議長（寺町祥江） 森理事兼健康介護課長。

○理事兼健康介護課長（森 正和） 再々質問にお答えします。

御質問の、発災直後の超急性期を見据えた平時の医薬品の確保体制について、現時点でどのように考えているのかについてですが、超急性期における医薬品の確保につきましては、山口市では現物での固定的な公的備蓄を行うのではなく、専門組織との災害時における医薬品等の供給協定を主軸とした体制を構築しております。

医薬品は種類が多岐にわたる上、使用期限の管理や適切な温度下での保管など、高度な品質管理が求められます。そのため、平時から市内の薬局や卸業者が保有しているいわゆる流通在庫を災害時に優先的に転用、活用させていただく仕組みが、最も合理的かつ実効性が高いものと考えております。

具体的には、山口市薬剤師会や医薬品卸業者と協定を締結しております。発災時にはこれらの協定に基づき、山口市からの要請に応じて、医療拠点や救護所へ速やかに医薬品を供給できる体制を整えております。

また、市内の医療提供施設が持つ在庫についても、災害時には互いに融通し合うよう協力をお願いしているところでございます。

今後は、超急性期の激甚な混乱化において、通信切断時における発注手段の確保や、医薬品卸業者の配送ルートなどの再確認など、協定の実効性をさらに高めるための細部

調整を実施してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（寺町祥江） 御苦労さまでした。以上で、河合雅俊議員の一般質問を終わります。

通告順位 7 番 川島亜也議員。

○2 番（川島亜也） 議長より発言のお許しをいただきましたので、私からは 2 点質問させていただきます。

1 点目、災害時に機能する危機管理体制について、理事兼総務課長にお伺いいたします。

昨年 9 月議会で同僚議員より防災備蓄や避難所の在り方について質問がなされ、山県市の防災対策について現状や課題が示されたところであります。備蓄や避難所の整備は、災害時における市民の命を守るための基盤であり、私自身もその重要性を改めて強く認識しております。

災害はいつか起きるものではなく、いつ起きてもおかしくないものとして、自分ごととして認識していくことが必要であると考えます。

先日、私自身も防災に関する研修を受講し、平時からの備えの重要性や、災害時、復興復旧期における行政と議会、議員の役割について学ぶ機会がありました。その中で強く感じたのは、防災は計画があるかどうかだけでなく、その計画が実際に機能するのか、危機感を持って日常業務の中で意識されているのかが問われているという点です。

災害は発生の時期も規模も予測することができず、山県市においても、明日起きても不思議ではありません。

防災に関する研修を受講した際には、過去の大規模災害の事例として、行政職員自身が被災し、指揮命令系統が十分に機能しなかったケースや、限られた職員に業務が集中し、心身ともに大きな負担がかかった事態が紹介されました。こうした状況は決して他人ごとでなく、山県市においても起こり得る課題であると感じています。

また、避難所運営についても、体育館中心の体制から大きく進んでいない自治体が多い現状や、高齢者、障がいのある方、乳幼児を抱える家庭など、いわゆる要配慮者への対応が後手に回り、能登半島地震における輪島市の要配慮者の例では、80代女性が近くのビニールハウスに避難しており、トイレが使用できないため近くの畑に行き転倒したことにより、自力で動けない状態となって、その結果、低体温症により死亡しました。また、80代男性が自宅で被災し、近隣の自主避難所に避難しましたが、停電により暖房が使用できず、翌日帰宅しました。しかしその後、体調不良から発熱し入院しましたが、

肺炎のため死亡し、結果として二次災害につながった事例を学びました。

防災の研修を受講している中で、私は山県市の災害時の対策は大丈夫だろうかと思うと同時に考えました。災害時には防災への対策が機能するのだろうか。現状の災害への備えは本当に市民の命と暮らしを守れるのだろうか。

災害発生時には行政職員自身が被災する可能性もあり、限られた人員で対応せざるを得ない状況も当然のこととして想定されます。また、避難所運営や要配慮者への対応など、初動から中長期にわたる対応が求められます。

そこで2点、理事兼総務課長にお伺いいたします。

1点目、災害が発生した場合において、山県市の危機管理体制はどのような想定の下で構築されているのか。

2点目、災害時に行政機能を維持し、市民の安全を守るために、どのような体制が取られているのか。

以上、2点について、お伺いします。

○副議長（寺町祥江） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 御質問にお答えします。

災害時に機能する危機管理体制について、2点、御質問をいただきました。

御質問の1点目、山県市の危機管理体制はどのような想定の下で構築されているのかについてでございます。

山県市の危機管理に対する体制については、主に災害対策や災害時の対応を定める山県市地域防災計画及び災害時における事業継続計画を定める山県市事業継続計画BCPなどにより防災体制を計画しております。

まず、山県市地域防災計画です。

これは、災害対策基本法第42条の規定に基づき、山県市域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧計画に関する事項を定め、防災活動を総合的かつ計画的に実施することにより、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにし、これを効果的に活用することによって、防災の万全を期し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人一人の自覚及び努力を促すことによって被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持及び公共の福祉の確保を目的として作成されているものでございます。

災害は、地震、台風など様々であることから、山県市地域防災計画は山県市域における気象、地勢、地域的特性等によって起こり得る暴風、豪雨、洪水等の自然現象によるものと、大規模な火災、爆発等の災害を想定するとともに、それぞれの災害に対する各

種対策について策定をしておるところでございます。

次に２点目、災害時に行政機能を維持し市民の安全を守る体制でございます。

大規模な災害や事項に際し、業務遂行能力が大きく低下した状態であっても、市民の生命、財産を守るとともに、早期に市民生活を復旧させるため、行政サービスを継続する必要があります。

このため、山口市業務継続計画、いわゆるＢＣＰにより、非常時優先業務の選定を行うとともに、優先に着手すべき災害応急対策業務及び継続すべき通常業務を定めた事業継続計画を策定しております。

山口市では様々な災害を想定し、災害への備え、災害時の対応及び災害時の行政機能の維持を計画して、市民の安全・安心を守る防災体制を構築しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（寺町祥江） 川島亜也議員。

○２番（川島亜也） 山口市として災害に対する重要性について真摯に向き合い、危機管理体制を行っていることを理解いたしました。

私が防災研修を通じて最も強く感じたのは、計画があるという安心感が、時としては備えているつもりになってしまう怖さです。

災害時には、職員が全員集まれるとは限りません。通信が途絶えることもあります。判断を迫られる中で、迷う時間すら許されない場合もあります。

本市の業務継続計画、いわゆるＢＣＰについて、災害発生時、実際にどのような対応を想定しているのか。例えば、指揮系統で市長や幹部が被災し指示を出せない状況を想定し、代理順位を明確にしておくことや、緊急時の職員参集基準方法の決定など、また、通信機関では固定電話が停止した場合の通信手段の確保など、ほかには、庁舎の自家発電機、燃料、水、食料、トイレなどの備蓄など、災害発生時には様々な業務継続における対応が必要であります。

そこで２点、理事兼総務課長に再質問いたします。

１点目、現状、事業継続計画、ＢＣＰがあるだけの計画にならないよう、職員一人一人が自分ごととして理解し、行動に移せる状態になっているのか。訓練や点検、見直しはどのように行われているのか。

２点目、山口市におけるＢＣＰ計画における課題についてお伺いします。

○副議長（寺町祥江） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 再質問にお答えします。

2点、御質問いただきました。

まずは1点目、BCP、事業継続の対応、体制の状況についてでございます。

災害に備えた対策も当然重要なことですが、災害時及び災害後における市民の低下した生活環境の状態であっても市民の生活が早期に復旧できるよう、災害応急対策業務及び継続すべき通常業務について把握し、業務継続できる計画が重要であります。

このため、先ほどの答弁でも申し上げましたが、山県市事業継続計画BCPを策定しているところでございます。

この計画では、通常業務で業務継続の優先度が高いもの、災害応急対策が必要なもの、早期実施の優先度が高いものを非常時優先業務として計画しています。例えば、24時間以内に継続すべき非常時に優先していく通常業務としては、水道のライフラインの確保や要配慮者等の生活支援を事業継続計画として策定して、市民生活の影響や行政サービスの低下に速やかに対応する計画を策定しています。

また、市長をトップとした意思決定権順序の明確化、職員の参集予測、非常時優先業務に必要な職員数を明記し、災害時における行政サービスの低下を最小限とするよう、体制及び計画としております。

計画については、毎年、山県市防災計画と整合性を取りながら見直しを行っているとともに、災害時の有事に対応できる職員の育成のため、山県市職員が組織する消防団予備隊により、毎月訓練を実施し、災害時に備える危機管理体制の構築を行っております。

2点目、山県市の事業継続計画における課題についてでございます。

災害の形態は様々であるため、どのような事象で対応することになるかは分かりませんが、日頃から様々な災害に備え、継続して業務が行える意識づくり、気づきを得ることが必要だと考えております。訓練や周知啓発など、様々な機会を捉えて職員への意識づくりを進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（寺町祥江） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） 行政として危機管理における初動対応や機能維持については一定の備えが進められている一方で、避難生活が長期化した場合の備えについては、さらに考えていく余地があるのではないかと感じています。

防災研修では、災害時に福祉の視点から支援を行う災害派遣福祉チームDWA Tの役割が紹介され、高齢者や障がいのある方、乳幼児を抱える家庭など、要配慮者への支援は平時からの準備とつながりが何よりも重要であると学びました。また、災害時において特別な対応をするのではなく、日常時と非常時の垣根をなくし、日々の生活基盤を災

害対応にも活用するというフェーズフリーという考え方は、本市の防災を考える上でも大きなヒントになると考えています。

そこで、理事兼総務課長に、2点、再々質問いたします。

1点目、本市において防災と福祉が平時から連携し、要配慮者を支える体制はどのように構築されているのか。

2点目、災害時、最も身近な備えとなるのは、自治会をはじめとした地域コミュニティの力だと考えます。顔の見える関係があるかどうかで救われる命や心の負担は大きく変わります。行政の備えと併せて地域コミュニティの力をどのように生かし、自治会や地域と連携した防災を進めていくのか。

以上、2点についてお伺いいたします。

○副議長（寺町祥江） 曾我理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（曾我 聖） 再々質問にお答えします。

2点、御質問をいただきました。

まずは1点目、防災と福祉の連携、災害に対する要配慮者への対応です。

山県市におきましては、要配慮者の安全確保は総務課のみで完結できるものではなく、福祉課との平時からの連携が不可欠であるとの認識の下、関係課が情報共有と役割分担を行いながら体制の構築を進めております。

具体的には、福祉課が把握している要配慮者対象者情報により、個別避難計画の作成支援や福祉避難所と調整を行うとともに、総務課においては避難所運営体制の整備や訓練の実施を通じて、受入れ体制の連携を図っております。

また、福祉課においては、地域包括支援センターや民生委員など、平時から要配慮者と関係のある方々との連携している強みを生かし、発災直後に迅速な安否確認が行える体制が構築されています。

次に、2点目、災害に対する自治会との連携活用についてでございます。

自治会や地域など、共助、協同が担う役割は非常に重要であると認識しております。

現状といたしましては、各自主防災組織や地区ごとに防災訓練に取り組んでいただいております。組織ごとの共助、協同の推進が図られております。一方で、地区によっては共助、協同における関係性や、取組状況に差があることも認識しているところでございます。

今年度は、北山地区において、市主催による防災訓練を実施し、自助、共助及び協同の意識向上を図ってまいりました。この取組について広報紙に掲載し、他の自治会や自主防災組織へ気づきを得ることを目的として展開を図ったところでございます。

山口市といたしまして、各自治会への活用については、広報紙や様々なイベントなどを捉えて、自治会との連携活用及び市民に対し周知啓発し、災害対策への意識づくりを進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（寺町祥江） 川島亜也議員、質問を変えてください。

○2番（川島亜也） 次の質問に移ります。

本市の人口推移を住民基本台帳や国勢調査を基に改めて確認いたしますと、長期的に人口減少が続いており、その数値の積み重ねを目の当たりにして、率直に大きな危機感を覚えました。

人口減少は単に人数が減るという問題にとどまらず、地域経済の縮小、地域活動の担い手不足、さらには将来の行政サービスの維持や財政運営にも大きな影響を及ぼすものであり、本市の将来を考える上で避けて通ることのできない極めて重要な課題であると考えます。

また、人口構造の変化は、子育て、教育、医療、福祉、産業振興など、あらゆる分野に連鎖的に影響をもたらすものであり、今後のまちづくりの方向性を左右する、まさに根幹の問題であると言えます。

本市においてはこれまで、子育て世代への支援をはじめ、移住・定住に向けた各種政策など、人口減少を抑制し、地域の活力を維持するために、様々な取組が講じられてきたものと認識しております。

一方で、住民基本台帳や国勢調査の結果を見る限り、依然として人口減少の流れに歯止めがかかっているとは言い難い状況にあるのもまた事実であると受け止めております。

こうした現状を踏まえますと、これまで実施されてきた各種政策について、単に実施してきたという整理にとどまらず、どの政策がどのような成果を上げ、また、どの部分に課題が残っているかを改めて検証し、整理することが重要であると考えます。

そこで、市民環境課長にお伺いいたします。

住民基本台帳を確認すると、平成15年の合併当時では人口3万1,694人、世帯数9,770世帯でありました。一方、令和7年4月時点では、人口が2万4,620人にまで減少しているにもかかわらず、世帯数は1万918世帯と増加しております。

このように人口が減少している一方で、世帯数が増えているという趨勢が見受けられますが、この現象の背景をどのように捉えておられるのかお尋ねします。

○副議長（寺町祥江） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司） 御質問にお答えします。

御質問の人口が減少している一方で世帯数が増えているという趨勢についてでございますが、人口の変動につきましては、出生と転入によって増加し、死亡と転出によって減少することが要因となります。

山口市につきましては、議員の御説明のとおり、平成15年の合併以降、増加より減少が上回っているため、人口減少となっているところでございます。

主な要因といたしましては、出生と死亡による自然増減を比較しますと、合併当時は出生202人、死亡280人でありましたが、令和6年度には出生86人、死亡392人と、出生減、死亡増となり、人口減少しております。

続いて、転入転出による社会増減では、合併当時の転入は808人、転出は963人と、155人の転出増、令和6年度には転入691人、転出825人で、131人の転出増となり、年々減少しているところです。

ちなみに、外国人の転出入につきましては、平成24年7月に外国人登録法が廃止され、外国の方も住民基本台帳の適用対象に加わったことから、平成24年8月には564人に増加、短期間の転出入はあるものの、令和7年4月時点の山口市の人口は2万4,620人のうち、外国人は889人となります。

次に、世帯数が増えている主な要因につきましては、核家族化や少子化、未婚者の増加といった社会現象の中で、一人暮らしの世帯をはじめとする小規模の世帯が増えたことや、高齢者施設入所者の増加、先ほど申しました外国人労働者等の転入増など、単身世帯として計上されていることにより、増加になっていると思慮しているところでございます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○副議長（寺町祥江） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） ただいまの御答弁により、人口が減少する一方で世帯数が増加している要因として、高齢者施設入所者の増加や、外国人労働者等が単身世帯として計上されることなどが影響しているという御説明をいただきました。

この答弁を踏まえますと、本市における人口減少は単に人数が減るという現象だけでなく、人口構造や世帯構成そのものが変化しながら進行している状況であると考えられます。そのため、今後、人口減少対策を検討するに当たっては、世帯数が増えているという表面的な数値に安心するのではなく、実態として人口が減少しているという厳しい現実を直視し、より実効性のある対策を講じていく必要があると考えます。

また、人口減少は短期間で解決できる課題ではなく、継続的な取組と政策の積み重ねが必要な分野であるからこそ、これまで実施してきた政策について、現時点でどのよう

な成果があり、どこに課題が残っているのかを整理し、今後の方向性につなげていくことが重要であると考えます。

特に、本市においては、子育て支援、移住・定住施策、雇用や産業に関わる取組など、人口減少の抑制に向けて様々な政策を実施してきたものと認識しておりますが、人口減少の流れが続いている現状を踏まえ、施策の成果や課題を改めて検証し、次の一手を明確にしていく段階に来ているものと感じます。

そこで、再質問として副市長にお伺いいたします。

本市では、これまで人口減少対策として、選んでもらえるまちを目指した移住・定住事業や、ほかの市町村にはあまり見られない子育て応援事業などを進めてこられました。

そこで改めてお伺いいたしますが、これらの取組について、現時点でどのような成果が得られたと認識し、どのように評価しておられるのかお聞かせください。

また、こうした施策を行っているものの、人口減少が進んでいる現状を踏まえ、今後、さらに人口減少対策を進めていく上で、特に重点を置くべき政策は何であるとお考えなのか、市としての方向性も含め、副市長の御所見をお伺いいたします。

○副議長（寺町祥江） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えいたします。

まず、私の世帯数に関する認識では、外国人の加算ですとか施設入所者等による世帯の分離等の要素もあるため、ほぼ横ばいであるというふうに考えております。

そうした中で、人口が減少しているのですから、議員の御認識にもありますように、核家族の進行を意味しているのでありまして、特に独居の高齢世帯が増加しているとも考えられ、今後は世帯数も減少していくことになるものと予測はできます。

そこで、山県市の人口減少対策につきましては、子育て世帯への経済的支援策として、0歳児からの保育料の無償化や学校給食の無償化など、全国的にもトップレベルの様々な施策を展開してきています。

こうした施策は、必ずしも人口増加だけを目指したものではありませんが、転出者の抑制と、転入者の増加効果は確実にあって、ここ数年、15歳以下の人口は増加しているというデータもございます。ちなみに、国立社会保障人口問題研究所、社人研と言われますが、その直近の推計人口は5年前の推計人口よりも若干は改善されているというデータもございます。

そこで、今後の人口減少対策を進めていく上で、特に重点を置くべき政策は何であるかとのお尋ねにお答えするに当たりまして、まずもって人口減少に関する背景ですとか、私の認識を申し述べさせていただきます。

現在の世界の人口は80億人を超えると言われており、たった100年前は4分の1の20億人程度でした。つまり、地球規模では労働力が豊富な状態となって、経済成長が促進される、いわゆる人口ボーナス期にあるとも言えます。しかし、地球の人口許容量は、食糧資源から70億人との報告があり、最大でも110億人とも言われています。

他方で、我が国を含む東アジアの多くの国では、世界でも最も速いペースで少子高齢化と人口減少が進んでおります。そのために、人口オーナス期とも言われ、生産年齢人口の割合が減少して経済成長を妨げることが危惧されています。

しかし、現在の我が国の少子高齢化と人口減少は、今に始まったことではなく、50年以上前から予測できていたにもかかわらず、先ほど申し上げました地球規模での人口爆発現象が混在しているためか、このことはおざなりになっていた感がございます。

そもそも、我が国で少子化が注目されたのは平成元年、1989年の合計特殊出生率が1.57となったときです。このときは、私も覚えておりますが、1.57ショックとも言われましたが、他方で、人口楽観論というのもありました。

そうした中で、2014年の5月ですが、このままでは全国896の地方自治体が消滅する可能性があるとの発表が注目をされました。いわゆる増田レポートと言われるものです。

これをきっかけとして国では地方創生の推進に力が入れられ、各地方自治体も様々な施策を展開してまいりました。

しかし、この十数年間、国内の多くの地方自治体は移住者獲得で住民を引き抜くゼロサムゲームの様相を呈していたとも論じられておりまして、結局、東京一極集中も回避できていないというのが現状でございます。

こうした中で、議員お尋ねの今後の人口減少対策で重点を置くべき政策に関しましては、これまで同様に魅力ある地域づくりによって転出者の抑制に努めつつ、企業誘致等も含んだ転入者の増加施策は当然続けていく中で、私は次の2つの視点を大切なことであると考えております。

1つは、人口減少社会にあったシステムづくりをしていくということでございます。

我が国における現在の社会システムは、人口ピラミッドの底辺が広い三角形の高度成長下で設けられたものが多くあります。今後は人口減少、少子化、生産年齢人口の減少という人口の逆ピラミッドでの社会システムにシフトしていく必要があるということでございます。

今後の人口減少を悲観的に捉えていても何も変わりませんが、根拠なき楽観論も好ましくはございません。

議員御発言のように、そうした認識の下で、継続的に取り組んでいくことが大切では

ないかと考えております。

そして、もう一つの視点は、定住人口だけにとらわれず、関係人口や交流人口の増加にも努めていくということでもあります。近年、人口増加している地方自治体は、能動的な独自の政策が功を奏しているということも否定はいたしません、多くの場合は、都市圏へのアクセスですとか、不動産価格のバランスなど、受動的な外部要因によって人口が増加しているのではないかという分析もされます。そこで、まずは定住人口の増加に限ることなく、関係人口や交流人口の増加に努めていこうということでございます。

そもそも、人口減少の問題は生産年齢人口が減少し、経済に影響することや地域コミュニティの維持の面などが危惧されているのですが、これを定住人口だけではなく解決していこうとする視点でございます。

こうした中で、国におきましては、ふるさと住民登録制度の創設が検討をされております。これは実際に住んでいない自治体へふるさと住民として登録できる制度でございます。来年度はモデル地域として検証していくということですが、これもうまくいけば、将来的には税金を分納できたりとか、投票権も地域によって分割するなどのこともできるかもしれません。

以上のことを端的にまとめて、繰り返し申し述べさせていただきますと、山口市としましては、現下の情勢を悲観的に捉え続けることはなく、さりとて根拠なき楽観視をすることもない中で、転出者抑制と転入増加施策は引き続き続けていく中、現下の人口構成を直視して、それに見合った社会システムづくりを目指すとともに、定住人口以外の関係人口や交流人口の増加にも努めていきたいということでございます。

こうした意識の下で、継続的に取り組んでいくことが大切であると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○副議長（寺町祥江） 川島亜也議員。

○2番（川島亜也） ただいまの御答弁の中で触れられたふるさと住民登録制度は、地域活性化や分散型社会への適応が最大のメリットであり、関係人口を可視化する仕組みとしても注目されており、山口市においても大変興味深い制度ではないかと感じたところでございます。

人口減少が進む中においては、すぐに移住・定住に結びつかない場合であっても、まずは山口市に関心を持ち、継続的に関わっていただく関係人口や交流人口を増やしていく視点が、今後ますます重要になると考えます。

市長はサイクリングやアウトドア活動を趣味とされてみえるので、例えば市長室や庁舎を飛び出し、市長自らサイクリングを通じて山口市を紹介されています。また、これ

から見頃を迎える鳥羽川サイクリングロードの桜並木を実際に駆け抜ける姿や、併せて市内の名所や史跡を紹介する、また、水栓バルブ発祥のまちの市長として、各企業の取組や技術力を市長が現場で紹介するような発信、さらに円原川や神崎川の美しさ、引いては、マナーを守って体験しましょうと啓発する発信、加えて、伊自良湖においてボートに乗り、ワカサギ釣りを楽しんでいる姿の発信など、市長御自身が山県市の自然や暮らしを楽しむ様子を無理のない範囲で発信していくことは、市民の親しみづくりだけでなく、市外の方々に対しても山県市で暮らすことの魅力を伝える強いメッセージになると思います。

市長がInstagramを通じて、サイクリングやアウトドア活動など、山県市での暮らしや空気感を伝える発信を行うことは、大きな意義があるものと思います。

こうした発信は市民にとっては市長を身近に感じるきっかけとなり、市外の方にとっても、山県市にはこんな暮らしがある、一度訪れてみたいと思う入り口になり得るものであり、関係人口の拡大につながる可能性があると思います。

そこで、市長に再々質問として伺いいたします。

執務で大変お忙しい中であるとは十分承知しておりますが、市長自ら山県市の魅力を伝えるトップとして、前線や現場に出て、山県市ならではの体験や地域の魅力を情報発信として取り組むようなお考えはないでしょうか。

市長のお考えをお伺いいたします。

ここで私の質問を終わります。

○副議長（寺町祥江） 林市長。

○市長（林 宏優） 再々質問にお答えします。

先ほどから本当に日本の人口が減ってきていることで、大変危惧しているところでありますけれども、ちょうど私たち、団塊の世代のピークが260万人でして、団塊ジュニアが今50歳ぐらいですか、200万人で、昨年新聞に、1か月ほど前ですか、70万5,000人ということでありました。本当に人口は減っておりますし、この20年間ぐらいを見ても、大体日本全国で1年当たりで2万人減ってしまっていて、そして10年ぐらいでは3万人ほど減ってしまっていて、ここ三、四年ではもう4万人近く減つとるというような状況でございます。そうしたことを考えますと、これから10年先が大変な時代になるんだなということを思いながら、先ほどのそれぞれの答弁を聞いていたところであります。

再々質問につきましては、山県市ならではの場所とか企業とかそういったものを私が伝えたらどうかということで、昨年の7月からではございますが、インスタを始めまして、この一般質問をいただきましたので、担当課と打合せをいたしまして、もう少しこ

の庁舎の周りではなくして、それぞれ、今、桜が咲き始めました桜尾の桜並木の、ちょっと時間を前に戻しまして、そんな発信を、これからしていけたらどうかということで、担当課とも打ち合わせましたので、そういったことを踏まえながら、山県市の魅力や地域やまちの状況を積極的に発信していきたいと考えております。

以上でございます。簡単ではございますが答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○副議長（寺町祥江） 御苦労さまでした。以上で川島亜也議員の一般質問を終わります。暫時休憩します。

議場の時計で14時20分より再開します。

午後2時10分休憩

午後2時20分再開

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位8番 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 議長より指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。武藤行儀でございます。よろしくお願いいたします。

文化財を生かしたまちづくりについて、生涯学習課長、学校教育課長、まちづくり・企業支援課長に伺います。

令和2年から実施してきた発掘調査などによって、歴史的価値が明らかとなってきた大桑城跡は、令和7年12月19日に開催された国の文化審議会において、国史跡に指定するよう文部科学大臣に答申されました。その後、本年2月17日に、国の史跡に指定されたことが官報に告示され、正式に国指定史跡となりました。国指定史跡は山県市初となります。

これは山県市が長年にわたって取り組んできた調査研究の成果が高く評価されたものであり、本市にとって極めて大きな意義を持つ出来事であります。

大桑城は、山県市大桑、青波、富永にまたがる古城山の山頂部分に築かれた美濃国守護土岐氏の居城であります。1535年の長良川大洪水を契機に、枝広、現在の岐阜市長良公園付近にあった守護所を大桑に移し、本格的に整備されたと考えられています。

山県市では、国史跡指定を目指し、令和2年から発掘調査、地形調査、石垣調査など、各種調査事業が継続的に実施されました。

発掘調査では、城内南西側に位置する岩門と呼ばれる城の出入口において、巨石を用

いた城門構造が確認され、守護としての権威を誇示した可能性が指摘されています。また、北西側の谷筋には50もの曲輪がひな壇上に連なる大規模な曲輪群が確認され、600点を超える陶磁器類が出土するとともに、石垣を用いた中央通路が確認されました。これらのことから、土岐氏またはその家臣の居住空間であった可能性が示唆されています。

地形調査では、約3平方キロメートルの範囲で航空レーザー測量を実施し、その結果取得した測量データにより作成された赤色立体地図を基に山中を踏査し、遺構配置図が完成しています。

さらに、石垣調査では、従来約10か所とされていた石垣が90か所以上分布していることが確認され、日本の戦国史上においても極めて価値の高い山城であることが明らかとなりました。

これらの調査成果は、現地説明会や講演会、市のホームページなどを通じて積極的に情報発信されてきました。

また、令和2年に放映されたNHK大河ドラマ「麒麟がくる」において大桑城が登場したこともあり、多くの方々の関心を集めたものと考えます。

大桑城跡は、戦国時代において守護としての権威を示しながら、地形を巧みに利用し防御施設と居住空間を兼ね備えた山城が、ほぼ当時の姿で遺存する貴重な文化財であり、国の宝であると同時に、山県市の宝でもあります。

一方で、本市の人口は平成15年の合併時の約3万1,000人から、令和8年2月時点では約2万4,000人へと減少し、人口減少に歯止めがかからない状態が続いています。

これは全国的な課題ではありますが、各自治体が選ばれる地域となるため、独自の魅力づくりが求められています。

一時的なイベントによる集客には限界があり、長期的な差別化を図るためには地域固有の歴史や観光、飲食店、さらには宿泊施設などを総合的に考えたまちづくりが重要であると考えます。

歴史は模倣できず、地域ブランドの核となる資源の一つであります。山県市には国指定重要文化財白山神社拝殿があり、大桑城跡と併せて将来にわたり守りつなぎながら、観光振興やまちづくりと連携させて活用していくことは、山県市にとって千載一遇のチャンスであり、市の持続的な発展につながるものと考えます。

そこで、3点、質問させていただきます。

質問の1つ目、国史跡指定後の保存活用と整備などについて、生涯学習課長に伺います。

国史跡指定後に策定される保存活用計画及び具体的な整備基本計画について、今後ど

のような手順とスケジュールで進めていくお考えでしょうか。

あわせて、調査成果を市民や来訪者に広く伝え、国史跡指定の意義を共有していくことが重要であると考えます。指定後のお披露目イベントや、現地説明会、記念シンポジウムの開催、専門家や市民が参加できる普及啓発事業、また既存の施設を有効活用する展示施設の整備など、今後どのように、企画、実施していくのか伺います。

また、保存と活用を持続的に進めるためには、行政だけでなく地元事業者や観光関係者、NPOなど、民間との連携が重要と考えます。ガイドの育成やイベント運営、情報発信などにおいて、民間参加型の保存活用をどのように進めていくお考えでしょうか。

さらに、大桑城跡は山城であり、急傾斜や足場の不安定な箇所も多く見受けられます。来訪者の安全確保の観点から、登山道の整備、危険箇所への対応、案内表示や休憩用のベンチの設置など、ハード、ソフト、両面での整備方針について、市の考え方を伺います。

質問の2つ目、子供学校教育との連携について、学校教育課長に伺います。

大桑城跡を郷土学習の場として活用することは、子供たちの郷土愛を育む上で大変重要です。小中学校の授業や体験学習と連携し、文化財を次世代に継承していく取組をどのように進めていくのか伺います。

質問の3つ目、他史跡との連携による観光振興について、まちづくり・企業支援課長に伺います。

文化財を生かしたまちづくりにおいては、単独での活用にとどまらず、他史跡との連携による相乗効果が必要と考えます。

山県市は岐阜市の北部に位置し、自家用車で約30分の距離にあります。

地域の歴史資源を点から面へと展開することで、回遊性も高まります。

令和7年には岐阜市で岐阜城楽市がオープンし、多くの来場者でにぎわい、岐阜城の入場者数も令和7年8月末現在で約18万人、昨年度比で約1.3倍の人出となっています。岐阜城、岐阜公園、岐阜市歴史博物館、岐阜城楽市の来場者を山県市へ呼び込み、回遊性を高めることが必要と考えます。

こうした他の史跡などとの連携によるまちづくりについて、市の考え方を伺います。

○議長（古川雅一） 大西生涯学習課長。

○生涯学習課長（大西義彦） 御質問にお答えします。

御質問の1点目の1つ目、保存活用計画及び具体的な整備基本計画の今後、進める手順とスケジュールについてでございますが、国史跡に指定された大桑城跡につきましては、史跡を良好な状態で保存し、後世へ確実に継承するとともに、保存活用のための整

備の方向性を示す保存活用計画を作成いたします。その後、保存活用の方法を具体化した整備基本計画を策定することとなります。

この保存活用計画、整備基本計画は、いずれも専門家や地元住民などの方々を委員とした委員会を設置し、計画案を策定、保存活用計画は令和10年度までに、整備基本計画は令和12年度までに策定する予定でございます。

御質問の2つ目、指定後のお披露目イベントや、現地説明会、記念シンポジウムの開催、専門家や市民が参加できる普及啓発事業、さらに既存施設を活用した展示施設の整備など、今後の企画実施についてでございますが、令和8年7月に国史跡指定を記念し、専門家による講演を中心とした学術シンポジウムを開催し、12月に著名人と城郭研究者を招いたPRイベントを開催する予定で、市民をはじめ多くの方々に大桑城跡の魅力を知っていただく機会としたいと考えております。

また、展示施設の整備につきましては、既存施設の活用を含め、保存活用計画策定の中で方向性を整理してまいります。

御質問の3点目、ガイド養成やイベント運営、情報発信などにおいて、民間参加型の保存活用をどのように進めていくかについてでございますが、歴史的価値が明らかになった大桑城跡ですので、山県市民にとって、いわゆるシビックプライドに結びつけられるよう、今後策定する保存活用計画の中で、講座やイベント等による普及啓発の取組や関わり方について検討してまいります。

御質問の4つ目、安全確保の観点から、登山道の整備、危険箇所への対策、案内表示や休息用ベンチの設置など、ハード、ソフト両面での整備方針についての市の考えについてでございますが、指定地及び周辺の現状と課題を整理した上で、保存活用計画に反映させるよう取り組んでまいります。

ハード面につきましては、基本的には整備基本計画の策定において登山道の整備、危険箇所への対策、案内表示や休息用ベンチの設置など、整備が必要な具体的な内容を精査してまいります。急を要する案件につきましては、文化庁や専門家の指導を仰ぎながら適切に対応してまいります。

ソフト面では、広報紙やSNSを活用し、危険箇所等に関する注意喚起を適宜行うなど、来訪者の安全確保に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

御質問の2点目、小中学校の授業や体験学習と連携し、文化財を次世代に継承してい

く取組をどのように進めていくかについてでございますが、山県教育ビジョン2025の主要施策の一つであるやまがた実体験学において、市内の小学校6年生は、大桑城周辺の遺構をフィールドにして山県市の歴史を肌で感じる学びを展開しております。

その学びを支えているのが、大桑小学校の子供たちです。子供たちは、総合的な学習の時間に調査したりまとめたりした大桑地区の歴史を、市内の小学校6年生に紹介する活動を通して、大桑地区へのシビックプライドを醸成しております。また、その学びを集約、発信する施設として、校内に大桑城ヒストリアムを構え、子供たちが運営しております。

これまでに至る大桑小学校のふるさと教育の実績が認められ、令和7年度岐阜県ふるさと教育表彰において、最優秀校の4校に選ばれました。

また、来年度は7月に実施されるふたつのふるさと事業において、これまでも交流を続けてきた福井市の一乗小学校と歴史的観点における交流に加え、歴史的遺産を対象にした防災に関する交流を実施する予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉） 御質問にお答えします。

御質問の3点目、ほかの史跡等の連携によるまちづくりについてでございますが、県内では関ヶ原町の大関ヶ原祭、可児市の山城へ行こう、県外では大阪で開催されたお城フェスなど、ほかの史跡が出展するイベントで大桑城をPRして観光振興を推進しているところです。

また、岐阜県の岐阜戦国・武将観光推進連絡会にも加盟しており、加盟している21市町とも意見交換をしながら、ほかの史跡との連携を図っているところです。

議員御発言のとおり、岐阜城跡、岐阜公園、岐阜市歴史博物館、岐阜城楽市の来場者を山県市へ呼び込むことは、今後の課題であると考えているところです。

先ほどの生涯学習課の答弁のとおり、今後、策定される予定の保存活用計画に基づき、大桑城跡の歴史資産としての特徴を生かした観光交流資源としての活用、さらには、広域的な観光ルートの構築を推進していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 武藤行儀議員。

○4番（武藤行儀） 最後に、副市長に再質問させていただきます。

ただいま各担当課長から答弁をいただきました。

私は今回の大桑城跡の国史跡指定を、単なる一史跡の慶事ではなく、山県市の未来を

切り開く千載一遇のチャンスであると考えています。

国史跡の指定は決してゴールではありません。国の指定を受けたということは、それだけ責任を負うということでもあります。真の課題は、いかにして保存と活用を両立させ、それを山県市独自のまちづくりや観光振興のうねりへとつなげていくかという点にあります。

特に観光戦略の観点からは、夏場に集中する北山地区のオーバーツーリズム対策と並行し、大桑城跡や白山神社拝殿の文化財を中心とした、春、秋の観光周遊ルートを確立させることで、年間を通じて選ばれる山県市へと、来訪者の分散化や平準化を図るべきと考えます。

また、北山地区のオーバーツーリズム対策として、今回上程されている条例制定も鞭だけにとどまらず、地元住民や漁協と共存できるよう、バーベキューや花火を楽しめる施設や場所の整備、お互いに理解し、安全・安心に滞在していただけるような枠組みが必要であると考えます。

そのためには、従来の枠組みにとらわれない体制強化が不可欠であります。適切な人員配置はもちろん、専門職の配置など、攻めの行政を推進する組織づくりについて熟慮すべきではないでしょうか。

そこで、以下2点について、副市長の見解を伺います。

価値や魅力の発信とシビックプライドの醸成についてであります。

大桑城跡や白山神社拝殿、そして今年、創建1,200年を迎える十五社神社などの歴史的価値や観光客の平準化など、年間を通じて選ばれる山県市をどう整理し、どのように発信し、市民のシビックプライドの醸成につなげていくのか、見解を伺います。

質問の2つ目、文化財を生かしたまちづくりの将来像についてお伺いいたします。

国指定重要文化財白山神社拝殿や国指定史跡大桑城跡などの維持管理を、将来的にどのように考えるのか、また、地域の歴史資源や観光資源を広域的に点から面へと展開することで、山県市の将来像をどのように描こうとされているのか、行政運営のかじ取りを担う副市長の見解をお聞かせいただいて、私からの質問を終わります。

○議長（古川雅一） 久保田副市長。

○副市長（久保田裕司） 再質問にお答えいたします。

攻めの行政とおっしゃいましたが、問題が起きてから対応する受け身の行政ではなく、問題が起きる前の先手の行政というのが、私の行政理念でもございます。そうしたことから、ただいまの議員の御発言の多くの考え方につきましては、基本的には私も同感でございます。

史跡指定がゴールではないとの発言がございましたが、私も史跡指定は山口市が責務を負ったスタート地点だと考えておりますし、オーバーツーリズム対策につきましても、単に閉め出すだけではなく、地域と共存していくようにすることが大切だと考えております。

その上で、まず御質問1点目の価値や魅力の発信とシビックプライドの醸成について、お答えいたします。

山口市への歴史的な視点での訪問地としましては、今般の大桑城跡や国指定重要文化財である東深瀬の白山神社拝殿のほかにも、先ほど発言ありました今年ちょうど創建1,200年を迎えられる大桑の十五社神社など、多数ございます。

自然景観といたしましても、円原川の伏流水のほかにも、総延長が4キロメートルを超えと言われ、東海4県と北陸地方で最長の洞窟とも言われるてんご穴、高低差としては全国8位とも言われますマイコミの堅穴などがあり、そのほかにも鳥羽川サイクリングロードですとか、伊自良湖、ハリヨ公園など、多数ございます。

こうした中、議員が発言されました広域的に点から面へと展開する視点につきましては、広域的に自治体だけでなく、市内でもそういった広域的に展開していくことが大切であるとは考えております。また、四季を通じて訪問地として選ばれるようにしていただくためにも、そのストーリーづくりなども大切ではないかと考えられます。

こうしたことを直ちに実現することは困難ではありますが、そのスタートアップ的な一つとして、今月オープンしました山県アウトドアツーリズムセンターに期待をいたしているところでもございます。ここへ市内の魅力的な観光情報を集約させまして、市民や観光客の利便性の向上を目指すとともに、観光情報の発信の拠点施設としてまいりたいと考えておるところでございます。

こうして様々な情報資源を集約化するとともに、発信は山口市外に向けるだけでなく、山県市内に向けて発信していくことで、シビックプライドの醸成にもつなげてまいりたいと考えております。

なお、今の時代ですので、こうした施設的なものだけではなく、市のホームページにとどまらず、インスタグラム等を含むSNSの発信にも力を入れていかなければならないと考えております。

御質問の2点目の、将来的な維持管理や山口市の将来像についてお答えいたします。結論的に申し上げますと、まずは地元住民や専門家の方々とともに、令和10年度までの策定を目指す保存活用計画において、議論していただくべきことの一つだとは考えております。

将来的な維持管理の財源につきましては、適正な保存活用計画策定の下で、国の支援金等を活用するとともに、場合によってはクラウドファンディング型のふるさと納税というのがございまして、これなども視野に入れていく必要があるのではないかと考えております。

なお、この保存活用計画の趣旨は、大桑城跡の持つかけがえのない価値を着実に後世に継承していくことは無論、その価値や魅力をより多く明らかにし、潜在的な価値を顕在化させて、場合によっては追加指定も視野に入れていくことが必要ではないかと考えております。

ちなみに、こうした保存活用計画の理念は、今般の大桑城跡に限らず、山県市内の全ての魅力的な財産に当てはまることではないかとも考えられます。

近年、全国の地方自治体では、移住人口だけでなく関係人口や交流人口の増加を目指しており、山県市も例外ではございません。そのためにも近隣自治体との連携も重要であり、議員御発言のように近隣自治体との線のつながりや、面としていくことも目指してまいりたいと考えております。そうしますと、季節的カバーもでき得ると考えられます。

他方、山県市の様々な大切な財産を将来に引き継いでいくことは、現代に生きる我々の責務であるとも考えております。そうしたことから山県市の様々な魅力を発信していく際には、山県市民も含めまして、山県市外からお越しいただける方に対しまして、適切な訪問の在り方を発信していくことも重要な要素ではないかと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） お疲れさまでした。以上で、武藤行儀議員の一般質問を終わります。

通告順位 9 番 加藤義信議員。

○9 番（加藤義信） それでは、議長より許可をいただきましたので、2 点について質問させていただきます。

今日、最後の一般質問となりますので、どうかよろしくお願いいたします。

学びの保障に向けた C O C O L O プランの推進について。

本年も児童・生徒たちは新たな気持ちで新年度を迎えようとしています。みんなそれぞれわくわくした気持ちや不安などを胸に秘めながら、緊張感が増している時期だと思います。

誰一人置き去りにされない教育を推進するために、一人一人に光を当てた教育が求められています。

私は、個人的には、不登校とか不登校児童・生徒という言葉はあまり使いたくありま

せんが、文部科学省をはじめ一般的に使用されている言葉なので、内容を分かりやすくするために、あえて使わせていただきます。

とりわけ、平成28年、29年頃を境に、不登校の児童・生徒は年々増加し、令和6年度には小中学校合わせて約35万4,000人と過去最高となるなど、極めて深刻な状況が続いています。

一方で、全国では学校に通うことができなくても、自宅や教育支援センター、フリースクール等において、学習を継続している児童・生徒が存在しています。

こうした中、欠席期間中に行われた学習の成果が十分に成績評価へ反映されないことにより、高校進学等への進路選択が制限されることの課題が指摘されてきました。

この問題を重く受け止め、令和5年3月の提言において、学校外等で行われた学習成果を適正に評価する仕組みの必要性が求められました。

そこで、文部科学省が策定した誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプランに反映され、さらに令和6年8月には学校教育法施行規則が、文部科学大臣が定める案件の下で、欠席中に行った学習の成果を成績評価に考慮できることが法令上明確に位置づけられました。

学校には通わなくても懸命に学習をしている児童・生徒の努力を評価し、支援していくことは、子供たちの夢を応援し、未来をつくることに通じることだと考えます。

制度改正を受け、令和6年度の問題行動等調査では、全国で8万1,467人の不登校児童・生徒について、欠席期間中の学習成果が指導要録に反映されていることが確認をされております。

COCOLOプランにおいては、例えば授業を自分のクラスとつなぎ、オンライン指導やテスト等も受けられ、その結果が成績に反映されるようにしますとも明記されており、この制度が教育現場で着実に活用されるようになってきています。

また、本市では相談窓口、こどもサポートセンターの開設と同時に、登校渋りのある小中学生の支援場所として、ここぷれなども内接されました。未来ある子供たちの将来にとって欠席期間中に行われた学習の成果が十分に成績評価へ反映され、高校進学等の進路の選択が制限されないよう、不登校児童・生徒一人一人の学びが正に評価される取組を一層進めていきたいと思います。

そこで、学校教育課長に伺います。

欠席期間中の学習成果が、指導要録、児童・生徒のその後の指導や外部への証明に役立てるための原簿として校長の責任で作成されるものに反映されますが、COCOLOプランを受け、本市において不登校児童・生徒の成績評価がどのように評価され、どの

ように取り組んでおられるのか、現在の状況とこれまでの成果についてお尋ねします。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 山県市における不登校児童・生徒の成績評価の状況と成果についてお答えします。

不登校児童・生徒の学習評価につきましては、令和6年8月29日付文部科学省からの通知、「不登校児童・生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について（通知）」を受け、学習に取り組む場所や方法については本人や保護者との相談により柔軟に選択できるようにするとともに、学校は本人の学習状況を、適時、適切に把握し、学習評価をするとともに、通知表を含む指導要録等に記録します。

少なくとも、欠席の状況で一律に学習評価を低く扱うといったことはなく、学習の到達度や努力の過程を丁寧に捉え、可能な範囲で評価に反映させています。

もちろん、不登校の児童・生徒の様態は一人一人違いますが、学級担任を中心に、本人や保護者との面談等を通じて学習状況を収集し、教科担任が評価し、校内の評価委員会にて決定しています。

例えば、こどもサポートセンター、ここふれで学習をしている生徒の中には、オンラインで学校の授業を受けていたり、教科担任がここふれで直接授業を行ったりするなど、こどもサポートセンターとの連携により個別の対応を進めています。

成果としましては、児童・生徒の努力はもちろん、保護者の理解により中学校卒業時には主体的な進路選択につながっていると捉えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） 各機関や施設なども広く連携し、学習努力が少しでも報われるよう、学校への行き渋りがあったとしても、学習成果が成績評価に反映されることは子供たちへの将来に向けての支援にも関わることであり、本人のみならず御家族への希望や、安心につながるものだと考えます。

また、不登校の子供を支援していく上で、その保護者を支援していくことは大変重要であり、本来保護者同士の話合いの場である保護者会は非常に重要な役割を果たしていかなければならないと感じています。

COCOLOプランでは、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが、関係機関と連携して、保護者を支援すると明記されました。本市での親の会においても、気軽に出席や相談ができるよう相談件数を増やす努力や出席者を増やすことで、お互いの悩みを共有し体験を参考にしながら、問題の深刻化を軽減するような取組も必要ではないか

と思います。

そこで、1点目に保護者会の活動の充実と、今後の取組について伺います。

次に、文部科学省の通知では、登校一択に回帰するのではなく、子供の安全、健康、学びを守るための複線化された支援というものを適切に組み合わせることが重要だと強調しています。

そこで、文部科学省は、不登校の生徒が学校外で学習する活動について、学校の出席として認める出席認定という制度を設けています。これは不登校の生徒が社会的に自立できるよう、学校以外の活動を評価し、支援するためのものです。

令和6年度の文科省の調査では、学校外の機関等で専門的な相談、指導等を受け、指導要録上出席扱いとした児童・生徒は4万2,978人でした。

学校外の学びの支援先には、自治体が運営する教育センターや、学びの多様化学校、民間が運営するフリースクール、また、自宅などでICTを活用した学習記録が正確に残るオンライン教材を活用した学習活動などがあります。

本市では、どのような場合に出席扱いにしているのか、出席扱いの取組についてお聞きします。

以上2点、学校教育課長に伺います。

○議長（古川雅一） 鷺見学校教育課長。

○学校教育課長（鷺見 亮） 御質問にお答えします。

御質問の1点目の保護者会の活動の充実と今後の取組についてですが、山県市こどもサポートセンターの保護者支援のコンテンツは、3つございます。

1つ目は、保護者からの相談窓口としての機能です。電話や来所、学校への訪問を通じて、今年度は2月末で延べ199名の相談を受けました。

2つ目は、悩みを抱えた保護者が集う親の会です。年間で9回実施しており、テーマを決めたりフリートークでおしゃべりしたりして、各参加者が抱えている思いや悩みを交流します。

3つ目は、ペアレント・トレーニングです。これは、応用行動分析学に基づいて我が子とのよりよい関わりを一緒に考える保護者のための基礎講座です。1クール7回の講座を2クール開設し、今年度は延べ154名の参加がありました。

今後の取組についてですが、来年度では7校のPTA家庭教育学級でペアレント・トレーニングの講座を開催する予定です。このように開催日時や場所を配慮するなど、相談しやすい、参加しやすい条件や環境を検討してまいります。あわせて、PTA総会等でも、積極的に周知し、保護者の不安に寄り添える活動を充実させていきます。

御質問の２点目、出席扱いの要件でございますが、子供が学びを進める場所としては、こどもサポートセンターやここぶれなどの校外の支援センターや、私設のフリースクール、自宅においてＩＣＴを活用したオンライン学習などが考えられます。

これらの場所において、学校の教育課程に照らし合わせ、校長が適切と認める学習内容が計画的に行われていることが確認できれば、出席扱いとして対応しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 加藤義信議員。

○９番（加藤義信） 最後に、教育長に伺います。

山県学園構想は他県、他市町村からも注目をされているところだと思いますが、本市が掲げる山県学園構想の、ＣＯＣＯＬＯプランなどの推進との関わりで特徴的なことがあればお尋ねをいたします。

○議長（古川雅一） 服部教育長。

○教育長（服部和也） 再々質問にお答えします。

学校は、これまででもこれからも、子供が安心して集い、友や先生と一緒に学び、互いの成長を喜び合う場でなければならないと、私は思っています。

しかし現実には、いじめや人間関係などに深く悩み、学校や教室以外の場所で懸命に生きようとしている児童・生徒もいます。そんな児童・生徒だからこそ、学校に行けない自分に対して、自分は駄目なんだといった言葉を絶対に言わせたくない。

山県学園構想は、市内１２校及びこどもサポートセンターのいずれかに自分の居場所があり、仲間とのつながりが絶たれることなく、どこにいても学びの機会が保障され、自分の進路選択に不利にならないよう、体制整備を進めてまいります。

現に、こどもサポートセンター、ここぶれを、自分の居場所にした中学３年生のうち、昨年度は２人全員が進学し、今年度も３人全員が進学予定です。従前の学校に戻ることをゴールとせずとも、自己肯定感が守られ、信頼できる大人と出会い、多様な学びの選択肢に触れた経験は、その後の人生を生き抜く上で底力になると信じて、応援し続けていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 加藤義信議員。

○９番（加藤義信） 続きまして、プレコンセプションケアの推進についてお尋ねをします。

プレコンセプションケアとは、あまりなじみがない言葉だと思いますが、通称プレコンとは、男女ともに妊娠等に関する正しい知識を身につけ、若い男女が将来のライフプ

ランを考えて、日々の生活や健康と向き合うことで、次世代を担う子供の健康につながることを促し、後悔することなく自らの希望する選択を実現できる社会を目指し、プレコンセプションを推進しています。

健康問題により妊産婦や新生児が死亡するケースがアメリカで社会問題化したことを受け、アメリカの疾病センターCDCが2006年に提唱し、そして2012年には世界保健機関WHOが同ケアを推奨しました。

日本においても2018年にこのプレコンセプションケアを推進する根拠法となる成育基本法が成立し、2022年度からは国の性と健康の相談事業として、思春期から切れ目のない健康支援を行う窓口を設けました。

しかし、こども家庭庁によれば、若い世代の認知度は1割程度にとどまり、妊娠に対する正しい知識の取得方法や、各地に支援窓口があることもあまり知られていません。

成育医療研究センターの調査では、5.7%が早産で生まれ、9.4%は低出生体重（2,500グラム未満）で生まれ、背景には、晩婚化、肥満、特に若年女性の痩せは、骨量減少、低出生体重児出産のリスク等との関連があることを踏まえ、健康な赤ちゃんを出産するためにも、世界では周産期死亡率、妊産婦死亡率の改善のために、プレコンセプションケアに力を入れてきました。

望ましい食生活の実践等、適切な健康管理に向けて、各種指針等により普及啓発を行うため、こども家庭庁では、その正しい知識の取得方法や、相談する場所、手段については、必ずしも広く知られていないこと等も踏まえ、昨年5月にプレコンセプションケア推進5か年計画が策定され、令和7年度以降は5か年パッケージを踏まえた施策を集中的に実施し、着実にさらなる充実につなげていくことが盛り込まれました。

また、こども家庭庁は、昨年8月末に、来年度予算の概算要求で、プレコンセプションの普及強化に向け、57億円ほどの予算を盛り込みました。

このような中、全国を見ると、プレコンセプションケアとして独自に様々な取組をしている自治体もあるようです。

そこで、子育て支援課長に伺います。

1点目に、このように重要視されている本市のプレコンセプションケアへの認識をお聞きします。

2点目に、県内では令和5年10月に岐阜大学医学部附属病院にプレコンセプション外来が設置され、持病のある方を中心に、妊娠前からの健康支援が行われています。

一方で、自治体は若年層を含め、幅広い層への啓発活動を担っており、医療機関と役割を分担する形で普及が進められているところです。

プレコンセプションケアの主な課題は、1、認知度の低さ、2、女性に偏りがちな情報提供、若年層への健康教育の不足が上げられています。

本市の取組についてお聞きします。

3点目に、ホームページからの情報の提供、掲載を含め、妊娠を考えている男女が、健康的な妊娠、出産のために、妊娠前から取り組むべき項目がまとめられている国立成育医療研究センターが作成しているようなプレコンセプションケアチェックシート等をホームページに記載し、意識を高めていただくような取組が必要だと考えます。

以上、3点、子育て支援課長にお尋ねします。

○議長（古川雅一） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、市のプレコンセプションケアへの認識についてでございますが、プレコンセプションケアは将来の妊娠や出産に備え、思春期を含む幅広い世代の方々が自らの健康と向かい合い、ライフプランを考える上で重要な視点であると認識しております。

妊娠、出産に関する正しい知識の普及や、健康的な生活習慣の定着は、次世代の健やかな成長にもつながるものであり、思春期から妊娠、出産、子育てに至るまでの一貫した健康支援として、意識的に取り組んでいく必要があると考えております。

御質問の2点目、山県市の取組についてでございますが、山県市において、現在のところプレコンセプションケアという名称での明示的な取組は行っておりませんが、保健師や助産師が中学校へ出向き、思春期教室を通じて妊娠や性に関する正しい知識、命の大切さやお互いを思いやる心などについて伝える教育を実施しております。これらの活動はプレコンセプションケアの理念に通じるものであり、今後はさらに若年層を含む幅広い世代に向けた啓発の在り方についても研究してまいります。

御質問の3点目、山県市におけるホームページへの掲載を含めた意識向上への取組についてでございますが、議員御指摘のとおり、現時点では山県市のホームページにおいてプレコンセプションケアに関する情報の掲載はございません。

プレコンセプションケアの推進については、国が計画を策定し、都道府県が広域的な相談支援体制や普及啓発を進める立場にある中、一部の近隣自治体においては、情報発信が進んでおります。

山県市としてもこうした状況を踏まえ、国や県が示すチェックシートやガイドライン、他自治体の取組内容を参考にしながら、分かりやすく正確な状況を提供できるよう、情報提供の在り方について研究を進めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 加藤義信議員。

○9番（加藤義信） 本市としても、プレコンセプションケアのように市民の皆様に様々な取組やサービスの提供を行っていることを発信し、周知することで、行政もこうした細やかな取組を行っているのかと安心感や信頼感も生まれてくると思います。

また、本市は子育て応援のまちづくりの推進を掲げております。これは安心して産み育てやすいまちづくりとも言えます。

令和6年度公表の岐阜県人口動態統計調査による出生率を見ると、山県市は1.32%で岐阜県内42市町村中36位でありました。

様々な理由が上げられます。妊娠や出産にも様々なリスクもありますが、そこで、プレコンセプションケアにも関する不育症についてお聞きします。

不育症とは、妊娠するものの流産や死産を繰り返して、結果的に子供を持てないことと定義されています。流産の確率は年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では、深刻な問題の一つであるとも言われています。

私は平成30年第3回定例会で、不育症に悩む方に対して、検査、治療によって8割ほどの方が出産にたどり着けるという報告がされていることから、悲しい思いをすることがないよう、不育症に悩む女性や御家族のためにも、まだまだ知られていなかった不育症の周知や、治療費補助の必要性について質問をさせていただきました。

その後、全国の県や市町でも不育症検査等助成事業が始まり、岐阜県でも令和4年度から検査費用の助成や広報啓発費用が予算化されており、県内市町村でも市独自の事業として不育症への自己負担額の軽減に取り組んでいる市町もあります。

医学的には妊娠22週未満が流産となり、法的には第12週以降の胎児を死産した場合には死産届が必要になります。大変残念なことに、本市では公表ができるようになって、この数年、毎年度届出があり、人数は控えますが、今年度も複数届けられています。

また、県の母子健康係で確認をしたところ、県の不育症検査等助成事業では、令和4年度から始められていますが、本市からの申請は一度もないということでした。

本市でも不育症に関する周知はされてきたかと思いますが、希望を持って検査や治療をすることによって誕生する命があります。

子育て支援課長にお聞きします。

妊娠を考えられている方々の不育症に対する認知度は、どれくらいだと考えてみえるのか。

2点目に、プレコンセプションケアは不育症に限った取組ではありませんが、今後の

プレコンセプションケアとの関わりで不育症の支援の在り方についてお聞きします。

○議長（古川雅一） 正治子育て支援課長。

○子育て支援課長（正治裕樹） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、不育症に関する認知度についてでございますが、不育症は、妊娠は成立するものの流産や死産を繰り返す状態を指し、その性質上、御自身が経験されるまで気づきにくく、一般の方や御家族には広く浸透しづらい面があると考えております。

こうした中で、山口市といたしましては、妊娠や出産に不安を抱える方が、必要なときに適切な相談につながることを重要であると考えており、母子保健事業の中での相談対応や、妊娠前からの健康づくりに関する情報提供を通じて、不育症を含む妊娠に関する不安に気づきやすい環境づくりに努めてまいります。

また、不育症についてあらかじめ知っていただくことで、いざ御自身が不安な状況に直面された際に、早めに相談につながりやすくなる面もございますので、県の制度や相談窓口について、必要な方に確実にお伝えができるよう、丁寧な案内に努めてまいります。

御質問の2点目、不育症支援の在り方についてでございますが、不育症とプレコンセプションケアは対象とする時期や性質が異なり、それぞれに応じた配慮や支援が求められると考えております。

しかしながら、妊娠に関する不安を早期に相談につなげるという点では、双方が補い合う点もあると認識しております。

山口市では、母子保健事業の中での相談対応に加え、妊娠前からの健康づくりに関する情報提供を行うことで、不育症を含む妊娠に関する不安を抱える方が、孤立せず、必要な支援につながれるよう取り組んでまいります。

また、岐阜県の助成制度については、必要な方に確実に届くように丁寧に御案内しつつ、山口市としては、引き続き、妊娠前から安心して相談できる体制づくりを進めてまいります。

今後も国や県の動向を注視しながら、妊娠を望む方が安心して相談できる環境づくりに取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○9番（加藤義信） 以上で終わります。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。以上で、加藤義信議員の一般質問を終わります。

○議長（古川雅一） これで、本日予定しました一般質問は全て終了いたしました。24日

は、午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後 3 時16分散会

令和8年3月24日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 3月24日（火曜日）

○議事日程 第4号 令和8年3月24日

日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告

議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について

議第4号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

議第5号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第6号 山県市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

議第7号 山県市ハラスメントの防止等に関する条例について

議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議第9号 山県市公契約基本条例について

議第10号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第12号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第13号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第14号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第15号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について

議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第18号 山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例につ

いて

- 議第19号 山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第21号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第23号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議第25号 令和8年度山県市一般会計予算
- 議第26号 令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 令和8年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第28号 令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第29号 令和8年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第30号 令和8年度山県市水道事業会計予算
- 議第31号 令和8年度山県市下水道事業会計予算
- 議第32号 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議第33号 市道路線の認定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山県市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- 議第7号 山県市ハラスメントの防止等に関する条例について
- 議第8号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山県市公契約基本条例について
- 議第10号 山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条

例について

- 議第12号 山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第14号 山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
- 議第16号 山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
- 議第19号 山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第21号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
- 議第23号 令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議第25号 令和8年度山県市一般会計予算
- 議第26号 令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 令和8年度山県市介護保険特別会計予算
- 議第28号 令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第29号 令和8年度山県市高富財産区特別会計予算
- 議第30号 令和8年度山県市水道事業会計予算
- 議第31号 令和8年度山県市下水道事業会計予算
- 議第32号 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議第33号 市道路線の認定について

日程第3 討 論

議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第5号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
議第7号	山県市ハラスメントの防止等に関する条例について
議第8号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第9号	山県市公契約基本条例について
議第10号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
議第19号	山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議第21号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議第22号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第23号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議第25号 令和8年度山口市一般会計予算
- 議第26号 令和8年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 令和8年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第28号 令和8年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第29号 令和8年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第30号 令和8年度山口市水道事業会計予算
- 議第31号 令和8年度山口市下水道事業会計予算
- 議第32号 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議第33号 市道路線の認定について

日程第4 採 決

- 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第3号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
- 議第7号 山口市ハラスメントの防止等に関する条例について
- 議第8号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第9号 山口市公契約基本条例について
- 議第10号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める

	条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
議第19号	山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議第21号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第22号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第23号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第24号	令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議第25号	令和8年度山県市一般会計予算
議第26号	令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第27号	令和8年度山県市介護保険特別会計予算
議第28号	令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第29号	令和8年度山県市高富財産区特別会計予算
議第30号	令和8年度山県市水道事業会計予算
議第31号	令和8年度山県市下水道事業会計予算
議第32号	山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
議第33号	市道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告

議第3号	山県市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号	山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

	用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第5号	山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第6号	山県市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
議第7号	山県市ハラスメントの防止等に関する条例について
議第8号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第9号	山県市公契約基本条例について
議第10号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
議第19号	山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議第21号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第22号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第23号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議第24号	令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議第25号	令和8年度山口市一般会計予算
議第26号	令和8年度山口市国民健康保険特別会計予算
議第27号	令和8年度山口市介護保険特別会計予算
議第28号	令和8年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
議第29号	令和8年度山口市高富財産区特別会計予算
議第30号	令和8年度山口市水道事業会計予算
議第31号	令和8年度山口市下水道事業会計予算
議第32号	山口市過疎地域持続的発展計画の策定について
議第33号	市道路線の認定について

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第3号	山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
議第4号	山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議第5号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議第6号	山口市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
議第7号	山口市ハラスメントの防止等に関する条例について
議第8号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第9号	山口市公契約基本条例について
議第10号	山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号	山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第13号	山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第14号	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第15号	山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例に

ついて

- 議第16号 山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第17号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第18号 山口市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
- 議第19号 山口市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 議第20号 山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議第21号 山口市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 議第22号 令和7年度山口市一般会計補正予算（第9号）
- 議第23号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第24号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議第25号 令和8年度山口市一般会計予算
- 議第26号 令和8年度山口市国民健康保険特別会計予算
- 議第27号 令和8年度山口市介護保険特別会計予算
- 議第28号 令和8年度山口市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第29号 令和8年度山口市高富財産区特別会計予算
- 議第30号 令和8年度山口市水道事業会計予算
- 議第31号 令和8年度山口市下水道事業会計予算
- 議第32号 山口市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 議第33号 市道路線の認定について

日程第3 討 論

- 議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議第3号 山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第5号 山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 山口市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

議第7号	山県市ハラスメントの防止等に関する条例について
議第8号	山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議第9号	山県市公契約基本条例について
議第10号	山県市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第11号	山県市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第12号	山県市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第13号	山県市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第14号	山県市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第15号	山県市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
議第16号	山県市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議第17号	山県市介護保険条例の一部を改正する条例について
議第18号	山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
議第19号	山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議第21号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第22号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第23号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第24号	令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議第25号	令和8年度山県市一般会計予算
議第26号	令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第27号	令和8年度山県市介護保険特別会計予算
議第28号	令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算

	議第29号	令和8年度山口市高富財産区特別会計予算
	議第30号	令和8年度山口市水道事業会計予算
	議第31号	令和8年度山口市下水道事業会計予算
	議第32号	山口市過疎地域持続的発展計画の策定について
	議第33号	市道路線の認定について
日程第4	採 決	
	議第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第3号	山口市行政組織条例の一部を改正する条例について
	議第4号	山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
	議第5号	山口市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
	議第6号	山口市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について
	議第7号	山口市ハラスメントの防止等に関する条例について
	議第8号	山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議第9号	山口市公契約基本条例について
	議第10号	山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第11号	山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第12号	山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第13号	山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第14号	山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第15号	山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について
	議第16号	山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議第17号	山口市介護保険条例の一部を改正する条例について

議第18号	山県市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について
議第19号	山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
議第20号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
議第21号	山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
議第22号	令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）
議第23号	令和7年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議第24号	令和7年度山県市介護保険特別会計補正予算（第5号）
議第25号	令和8年度山県市一般会計予算
議第26号	令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算
議第27号	令和8年度山県市介護保険特別会計予算
議第28号	令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算
議第29号	令和8年度山県市高富財産区特別会計予算
議第30号	令和8年度山県市水道事業会計予算
議第31号	令和8年度山県市下水道事業会計予算
議第32号	山県市過疎地域持続的発展計画の策定について
議第33号	市道路線の認定について

○出席議員（13名）

1 番	河 合 雅 俊	2 番	川 島 亜 也
3 番	吉 田 昌 樹	4 番	武 藤 行 儀
5 番	田 中 辰 典	6 番	奥 田 真 也
7 番	寺 町 祥 江	8 番	古 川 雅 一
9 番	加 藤 義 信	10 番	操 知 子
11 番	山 崎 通	12 番	吉 田 茂 広
13 番	武 藤 孝 成		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優	副 市 長	久保田 裕 司
教 育 長	服 部 和 也	理 事 兼 総務課長	曾 我 聖
企画財政 課 長	宇留野 公 男	税務課長	安 達 俊 樹
市民環境 課 長	服 部 裕 司	福祉課長	武 藤 達 也
理 事 兼 健康介護課長	森 正 和	子育て支援 課 長	正 治 裕 樹
農林畜産 課 長	福 井 淳	水道課長	藤 根 勝
建設課長	棚 橋 和 夫	まちづくり・ 企業支援課長	今 井 孝 哉
会計管理者	丹 羽 竜 之	学校教育 課 長	鷲 見 亮
生涯学習 課 長	大 西 義 彦		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	谷 村 政 彦	書 記	大 野 幹 根
書 記	相 川 英 里		

午前10時00分開議

○議長（古川雅一） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会、特別委員会委員長報告

○議長（古川雅一） 日程第1、常任委員会、特別委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 武藤孝成議員。

○総務産業建設常任委員会委員長（武藤孝成） それでは、議長より御指名をいただきましたので、総務産業建設委員会委員長報告させていただきます。

本委員会は、3月12日午前10時から開催し、審査を付託されました議第3号から議第7号まで、議第9号、議第19号から議第21号まで、議第32号及び議第33号の所管に属する条例案件9件、その他案件2件の11議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例については、組織改編は変えること自体が目的ではなく、成果につながるかどうか重要と考えるが、その効果はどう検証するのか。

議第7号 山県市ハラスメントの防止等に関する条例については、カスタマーハラスメントを対象外とした理由は。また、実際のルールづくりはどのような形で具体化するのか。

議第19号 山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例については、条例改正により期待できる効果は。

議第20号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、民間企業への有効活用により、これまでの地域農業の振興や地産地消の拠点、地元生産者への機能が失われてしまう懸念はないのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第3号から議第7号まで、議第9号、議第19号から議第21号まで、議第32号及び議第33号の所管に属する条例案件9件、その他案件2件の11議案は全会一致で、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 加藤義信議員。

○厚生文教常任委員会委員長（加藤義信） それでは、議長から御指名いただきましたの

で、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、3月13日午前10時から開催し、審査を付託されました議第8号及び議第10号から議第18号までの所管に属する条例案件10件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第10号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでは、地区公民館の名称が交流館に決定した経緯は。また、地図アプリに掲載されている建物の名称を変更する予定はあるか。

議第11号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでは、保育園を5園から3園に集約することで、保育士不足は解消されるのか。また、保育士の募集は今後も継続するのか。

議第15号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例についてでは、ふれあいセンターのどの場所を利用する予定か。

議第18号 山口市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例についてでは、条例を制定するに至った背景には、どのような状況や課題があるのか。また、制定する目的は何か。第6条の「河川敷の一定区域を山口市環境保全区域に指定」とあるが、現時点でどの区域を想定しているのか。観光客への周知はどのように行うのか。アウトドアツーリズムセンターとの連携は検討しているのかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第8号及び議第10号から議第18号までの10議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、厚生文教委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（古川雅一） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

予算決算特別委員会については、全議員が委員となっておりますので、配付の委員長報告書をもって委員長の報告といたします。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（古川雅一） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第 3 討論

○議長（古川雅一） 日程第 3、討論。

これより議第 2 号から議第 33 号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

吉田昌樹議員。

○3 番（吉田昌樹） 議長の許可をいただきましたので、討論を行います。日本共産党の吉田昌樹です。よろしくお願いいたします。

議第 8 号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論いたします。

子育て支援は喫緊の課題ですが、問題は支援の財源を公費ではなく公的医療保険料に上乗せして賄おうとしていることです。

そもそも子育て支援は社会保険の対象ではなく、医療保険料を少子化対策に流用すること自体、疾病や老齢などの健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。

子育て支援の財源を名目に社会保障を切り捨てるのではなく、子育て支援は国の責任で公費から行うべきです。

医療保険料に医療給付とは別の目的のための上乗せをする合理的な理由はありません。この手法が実施されるなど、子育て支援以外の別の費用も今後なし崩し的に保険料で徴収されるおそれがあります。

この方式が前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料が流用される危険があります。例えば障がい者福祉費の上乗せや、観光振興や環境対策、さらには防衛費を安全保障納付金として徴収するなど、目的外負担が際限なく広がりかねません。

したがって、子ども・子育て支援金を上乗せして徴収する議第 8 号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、反対します。

次に、議第 25 号 令和 8 年度山県市一般会計予算について、反対討論いたします。

1 点目です。

自衛官募集事務委託金 4 万 1,000 円について、自衛官募集事務委託での自衛隊募集担当課への住所、氏名、性別、生年月日の 4 情報の提供については、提供しなくてもペナルティーはありませんし、義務でもありません。自衛官募集協力での若者の名簿提供を中止し、住民のプライバシーを尊重し、法的義務のない協力は不要であるという立場から、令和 8 年度山県市一般会計予算に反対します。

2 点目です。

個人番号カード普及促進事業、会計年度任用職員報酬等 5 人、1,871 万 5,000 円について、マイナンバーカードの取得やマイナ保険証としての利用登録はあくまで任意であって義務ではありません。

厚労省は 1 月 20 日、2025 年 12 月のマイナ保険証利用率（オンライン資格確認の利用件数に占めるマイナ保険証の利用件数の割合）が 47.73% だったと公表しました。2025 年 11 月のマイナ保険証利用率は 39.24% のため、前月比プラス 8.49 ポイントと大幅に増加しました。これは従前の保険証が有効期限を迎えたためです。

一方、マイナ保険証の利用登録の解除を申請した件数は、12 月 1 か月で 1 万 9,489 件でした。これまでの累計で 25 万 105 件となりました。

一方、12 月 1 か月のマイナ保険証の利用登録は 169 万 2,471 件となりました。

国民の不安は払拭されておらず、マイナンバー制度は一旦立ち止まり、保険証廃止は撤回すべきです。

マイナンバーカードの普及率は、2020 年 9 月のマイナポイントキャンペーン開始とともに急上昇しました。昨年 2025 年以降、その人たちが一斉に電子証明書の更新時期を迎えました。更新を忘れると保険証として利用できず、一時的に無保険状態に陥ります。

予算決算特別委員会での答弁でも、山口市で 2 月 28 日現在でマイナンバーカードを持っている 2 万 324 人のうち、2026 年度 4 月以降、マイナンバーカードの更新予定数が 1,150 人、電子証明書の更新予定数が 3,300 人、合わせて 4,450 人の更新が見込まれています。

このような国の事業を、山口市の職員が、本来任意のマイナンバーカードの取得や更新を推進する業務を行う令和 8 年度山口市一般会計予算に反対します。

次に、議第 26 号 令和 8 年度山口市国民健康保険特別会計予算について、反対討論いたします。

子育て支援は喫緊の課題ですが、問題は支援の財源を公費ではなく公的医療保険料に上乗せして賄おうとしていることです。

先ほどの議第 8 号 山口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてに対する反対討論と同様、子ども・子育て支援金を上乗せして徴収する議第 26 号 令和 8 年度山口市国民健康保険特別会計予算に反対します。

次に、議第 28 号 令和 8 年度山口市後期高齢者医療特別会計予算について、反対討論いたします。

子育て支援は喫緊の課題ですが、問題は支援の財源を公費ではなく公的医療保険料に上乗せして賄おうとしていることです。

先ほどの議第26号 令和8年度山県市国民健康保険特別会計予算に対する反対討論と同様、子ども・子育て支援金を上乗せして徴収する議第28号 令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算に反対します。

以上、反対討論といたします。

○議長（古川雅一） 以上で発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（古川雅一） 日程第4、採決。

これより採決を行います。

議第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、お諮りいたします。

本案を原案のとおり適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり適任とすることに決定されました。

議第3号 山県市行政組織条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第4号 山県市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第５号 山県市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第６号 山県市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第７号 山県市ハラスメントの防止等に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第８号 山県市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定すること
に御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を原案どおり決定することに賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川雅一） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第9号 山口市公契約基本条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第10号 山口市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第11号 山口市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第12号 山口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第13号 山口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定するこ

とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第14号 山口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第15号 山口市ピッコロ療育センター設置条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第16号 山口市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第17号 山口市介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第18号 山口市特定河川流域における生活環境・自然環境保全条例について、お諮

りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第19号 山県市火入れに関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第20号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第21号 山県市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第22号 令和7年度山県市一般会計補正予算（第9号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決され

ました。

議第23号 令和7年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第24号 令和7年度山口市介護保険特別会計補正予算（第5号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第25号 令和8年度山口市一般会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川雅一） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第26号 令和8年度山口市国民健康保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川雅一） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第27号 令和8年度山県市介護保険特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第28号 令和8年度山県市後期高齢者医療特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議がありますので、本案を原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（古川雅一） お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

議第29号 令和8年度山県市高富財産区特別会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第30号 令和8年度山県市水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第31号 令和8年度山県市下水道事業会計予算、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第32号 山県市過疎地域持続的発展計画の策定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第33号 市道路線の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古川雅一） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（古川雅一） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和8年山県市議会第1回定例会を閉会といたします。大変御苦労さまでした。

午前10時29分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山 県 市 議 会 議 長 古 川 雅 一

山 県 市 議 会 副 議 長 寺 町 祥 江

2 番 議 員 川 島 亜 也

3 番 議 員 吉 田 昌 樹